

# 逗子市福祉プラン

(逗子市地域福祉計画)

2005年(平成17年)3月

逗子市

## 逗子市福祉プランとは

1 改定の背景	3
(1) 平成4年策定の「逗子市福祉プラン」	3
(2) 社会状況の変化	3
(3) 「地域福祉」という新しい考え方	4
(4) 「福祉プラン」の改定は「地域福祉計画」の策定そのもの	6
(5) 改定の体制と経過	7
2 「福祉プラン」の概要	14
(1) 位置付け	14
社会福祉法との関係	14
逗子市の行政計画体系との関係	14
個別計画との関係	15
民間計画との関係	16
(2) 対象区域	17
(3) 対象者	17
(4) 構成	17

## 基本構想：逗子市が目指す地域福祉の将来像と理念

1 逗子市が目指す地域福祉の将来像	21
2 逗子市の地域福祉の理念	23
(1) 公・共・私の協働	23
(2) 諸施策の総合化	26
情報の共有	26
分野間の連携	26

## 基本計画：10年間の施策の目標と方向

1 基本計画とは	29
2 基本的な考え方	29
3 対象分野	30
4 目標と方向	31
(1) 生きがいと健康のまちづくり	32
(2) 自立を支えるまちづくり	32
(3) 安心して暮らせるまちづくり	33
(4) 支えあいのまちづくり	33

## 実施計画：5年間で実施する具体的施策

1 地域福祉推進のための実施計画	37
(1) 主役は市民	37
(2) 実施計画	37
活動団体の活性化の支援	37
参加機会づくりの支援	37
心の育成の支援	37
地域福祉活動計画との連携	38
2 個別計画等との関係	38

## 計画の進行管理と評価

1 進行管理と評価の体制	41
(1) 福祉プラン推進協議会と各部会	41
(2) 福祉プラン推進本部	41
2 計画改定体制	42

## 資料編

1 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の 在り方について（抜粋）	45
2 逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱	58
3 逗子市福祉プラン推進本部要綱	62
4 逗子市福祉プラン推進協議会 委員名簿・会議開催経過	64
5 逗子市福祉プラン推進協議会地域福祉計画部会 部会員名簿・会議開催経過	66
6 逗子市福祉プラン推進本部 本部員名簿・会議開催経過	68
7 地域の活動事例～自治会・町内会インタビューから～	69

# 逗子市福祉プランとは



# 1 改定の背景

## (1) 平成4年策定の「逗子市福祉プラン」

「逗子市福祉プラン」(以下「福祉プラン」といいます。)は、本格的な高齢社会の到来を迎え、市民の福祉に対するニーズの増大と多様化に対応するため、昭和63年度から検討を開始し、市民参加によるさまざまな検討を経て、“福祉の総合的な計画”として平成4年3月に策定しました。4年間にわたり、市民と行政が力を合わせて検討した協働の結晶です。

「福祉プラン」は、目標とする逗子市全体の福祉社会像として「共に生きる心豊かな福祉社会」を掲げ、「公・共・私の協働」<sup>\*注1</sup>により、その実現を目指しました。

## (2) 社会状況の変化

現在、国レベルで、少子高齢社会化の進行が深刻な問題となっています。経済の構造変化や治安の悪化などが、日常生活のさまざまな場面で人々の不安を増大させています。また、虐待、ひきこもりなど、新たな社会問題も深刻なものとなっています。そして、社会を支えていた、地域住民の相互のつながりも希薄になってきています。

このような状況は逗子市でも同じです。特に逗子市は、神奈川県内で最も高齢化が進んでいる市です。<sup>\*注2</sup> 高齢者だけの世帯が増えており、介護サービスを受ける必要はなくても、日常生活の中で不便を抱えている場合が少なくありません。また、近くに身内や知人がなく孤立してしまったり、閉じこもりになってしまおうという問題も起きています。

---

\*注1...福祉社会を実現するためには、地域社会を構成するさまざまな主体である「公(行政)・共(地域、各種団体、企業)・私(個人、家庭)」が役割を分担し、互いに連携し、協力しあうという考えです。

\*注2...平成16年1月1日現在では、逗子市の高齢化率は23.6%、神奈川県全体の高齢化率は15.7%(逗子市：住民基本台帳、神奈川県：神奈川県年齢別人口統計調査結果より)

### (3) 「地域福祉」という新しい考え方

行政が、支援を必要とする人に対し社会福祉サービスを給付する、というのがこれまでの社会福祉の考え方でした。しかし、先ほど述べた社会状況の変化と新たな社会問題には、そのような従来の福祉行政サービスだけでは十分な対応ができなくなってきました。平成 12 年の介護保険制度の開始など、行政が主導する措置から利用者が主体的にサービスを選んで利用する契約の方式へと、制度の変革も進んでいます。

そして、国が示した新しい考え方が「地域福祉」です。国は、平成 12 年に社会福祉法（以下「法」といいます。）を改正し、法第 4 条<sup>\*注1</sup>に「地域福祉の推進」として、地域の住民等<sup>\*注2</sup>が、相互に協力し参加することを示しています。また、法第 107 条<sup>\*注1</sup>には、市町村が策定する「地域福祉計画」が位置付けられました。（この規定は平成 15 年 4 月から施行）

福祉を支える地域住民の一人ひとりの気持ちを出発点とする、本格的な「協働型社会」への転換が必要な時代が到来したといえます。

---

\*注 1...資料編「1 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（抜粋）」中に掲載

\*注 2...国では、「住民等」として「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」を位置付けています。

平成 14 年 1 月に国の社会保障審議会福祉部会が発表した「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」の中には、「地域福祉」についての考え方が次のように示されています。

### 一人ひとりの地域住民への訴え

とかく、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方にに基づき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。そのためには社会福祉に対しての地域住民の理解と協力、つまり地域住民の参加と行動が不可欠なのである。

この際、一人ひとりの地域住民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえなおし、地域住民としてこれらの多様な生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。また、社会福祉を消極的に単なる特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえていただけるよう強く訴えたい。

社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」からの抜粋

国指針の「地域住民すべてにとっての社会福祉」「地域住民すべてで支える社会福祉」とは、地域住民による「支えあい」といえます。

逗子市でも、市民による支えあいの力は、年々大きなものになってきています。例えば、高齢者が徘徊により行方がわからなくなった時に、防災無線を活用して市内に呼びかけると市民からたくさんの情報が寄せられます。市職員が市内を探し歩く場合に比べ、行政と市民の連携で市内中の市民が目を配る方が大きな効果を発揮しています。

このように、日常生活の中の小さな行動が誰かの役に立つことがあります。また一方で、病気やケガなど一時的にでも支援が必要な状態になることが誰にでも起こりえます。誰もができることをして支え、困ったときには支えられる、この「支えあい」の力は一つ一つは小さなことでも、逗子市全体として考えると大きな力になります。

これからの逗子市民にとっての福祉を考える時、この「支えあい」の力が必要です。



#### (4)「福祉プラン」の改定は「地域福祉計画」の策定そのもの

平成4年に策定した「福祉プラン」は、法第107条に規定された「地域福祉計画」の要件を備えています。「福祉プラン」は、策定から10年以上経過し改定の時期を迎え、この法の「地域福祉計画」の規定に則って改定することが必要となりました。その改定手法としては、「福祉プラン」を時代の変化を考慮して見直し、新しい地域福祉の考えを加えることにより、逗子市の「地域福祉計画」とすることにしました。

#### 社会福祉法・国指針と福祉プランの比較

##### 社会福祉法第107条「地域福祉計画」

地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項  
地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項  
地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

##### 国が示す「地域福祉計画策定指針」の概要

共に生きるまちづくりの精神を發揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助けあい、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉(地域福祉)の推進

##### ～地域福祉推進の理念～

住民参加の必要性  
共に生きる社会づくり  
男女共同参画  
福祉文化の創造

##### 平成4年策定の「逗子市福祉プラン」の基本構想の概要

共に生きる心豊かな福祉社会を公・共・私が共に力を合わせて築きあげるために

##### ～目標とする福祉社会像～

「共に生きる心豊かな福祉社会」  
・自立社会  
・個人尊重型社会  
・生涯参加型社会  
・全員参加型社会

##### ～共有する基本的な認識～

・福祉文化の創造  
・人権を認めあう  
・新しい家族観

##### ～施策の基本方向～

自立した社会生活を送るための社会システムの構築  
安心して社会生活を続けられるための生活基盤の確立  
市民の参加と協力による福祉のまちづくりの推進  
生涯を通じた心身の健康づくり  
共に生きる福祉の推進体制の確立  
介護保険制度の実施・運営

## ( 5 ) 改定の体制と経過

平成 4 年に策定した「福祉プラン」は、市民参加に重点を置き、非常に長い時間をかけて策定されました。

今回の改定にあたっては、市民参加により策定された「福祉プラン」の理念を引継いだ上で、市民意識調査を実施するとともに、平成 16 年度から地域福祉計画部会を新設し市民委員の参加により検討を行いました。

また、「福祉プラン」は総合福祉分野の計画ですが、行政の他分野とも連携が必要なことから、庁内の横断的組織である「福祉プラン推進本部」により、連絡調整を図りました。

### 「福祉プラン」の改定経過の概要

計画の改定	庁内体制	民間との協働体制 専門家との連携	市民の参加
	H15 年度   H16 年度	福祉プラン推進本部	福祉プラン推進協議会 準備部会(H15)の運営 計画部会(H16)の運営 社会福祉協議会との連携 ・計画策定・改定への相互参加

各会議の開催経過の詳細については資料編を参照

市民意識調査(平成 15 年度実施)等による、逗子市の現状についての検討結果は次表のとおり

## 資料・調査からみた市民の姿・意識と地域福祉推進の問題点・課題

### 市民の姿と意識

#### (1) 市民の姿 < 住民基本台帳人口等の資料より >

人口の規模は一定でも、家族や地域社会の構成は刻々と変化

- ・ 逗子市の総人口は6万人弱で昭和50年代からほぼ一定していますが、世帯数は漸増を続け、世帯あたりの人数は減少しています。\*注1
- ・ ほぼ4人に1人が65歳以上の超高齢化社会を迎えています。\*注2
- ・ 市外への通勤・通学者が多く、昼間人口比率は低い状況にあります。\*注3

#### (2) 市民の意識 < 「地域福祉についてのアンケート」\*注4の結果を中心に >

生活の支援ニーズ ~生活上の困難は身内で何とかしたい~

- ・ 市民(18歳以上の市民)の15%が『自宅での生活』(家事等)を代行・支援してもらっていると答えています。困難への対応はまず「身内」、次に「サービス利用」で、「隣近所」への期待は低い状況にあります。
- ・ 『外出』に何らかの困難・障壁を感じている人は3割程度みられ、身内の支援や宅配・通信手段などを駆使して対応していますが、高齢者の中には「できるだけ外出しない」との回答もみられます。
- ・ 子(0~9歳)育て中の市民の多くが『子育て環境』について、地域では「防犯面が不安」、市全体では「子どもが遊ぶ環境が不十分」と感じ、子どもにはもっと「自然とのふれあい」や「子ども同士の遊び」をさせたいと考えています。
- ・ 青少年(10・13・16歳)に『悩み』を聞いたところ、「進路」「勉強」「友だち関係」などが挙げられました。「友だちや先輩」「母」など身近な人が相談相手になっています。

\*注1...住民基本台帳人口より

	人口	世帯数	1世帯あたり人数
平成12年1月1日	58,905人	23,502世帯	2.51人
平成17年1月1日	59,733人	25,133世帯	2.38人

\*注2...高齢化率24.12%(平成17年1月1日現在)

\*注3...昼間人口比率：逗子市77%、神奈川県全体90%(平成12年国勢調査)

\*注4...逗子市「地域福祉についてのアンケート」の概要

- ・ 実施期間は平成15年11~12月
- ・ 対象と回収率

区分	対象	回収数(回収率)
一般	18歳以上の市民 (7,100人抽出)	4,371件(61.6%)
子育て	0~9歳の保護者 (1,000人抽出)	652件(65.2%)
青少年	10・13・16歳の市民 (1,500人抽出)	827件(55.1%)

(左右のページで項目ごとに対応しています。)

### 地域福祉の視点からみた問題点・課題

- ・世帯規模の縮小化、高齢化、昼間人口の減少等を背景に、家庭や地域社会における人間関係の希薄化、支えあう力の減衰が危惧されます。
- ・一方で育児中の母子、増加する高齢者、障害者等の支援ニーズは拡大・多様化しています。
- ・逗子市に通勤・通学する人々との関係も重視し、居心地のよい地域づくりを進めることが必要と考えられます。今後「地域デビュー」することが予想される団塊世代の力を活かし、生き生きと支えあう地域を再構築していくことが期待されます。

- ・地域にある生活ニーズや課題（特に家族やサービス利用で充足しにくいことなど）をさまざまな住民の立場から共に考え、地域の力で支えあっていくべき時代が到来しています。
- ・「高齢になっても外出がおっくうでないまち」、「子どもが安心して遊べるまち」づくりを、公・共・私で考えていく必要があります。（福祉のまちづくり、移動支援、見守り、安全・安心まちづくり等）
- ・青少年が将来に向けて夢を持ち、生きる力を育ていけるよう、家庭・地域・学校がそれぞれの役割で応援し、連携していくことが求められています。

## 市民の姿と意識

地域との関わり ～ルールとモラルを重視～

- ・市民の6割以上が『近所づきあい』を「大切にしたい」「心がけたい」と考え、半数の人が困っている人がいたら「声かけ」「用事の代行」などを「頼まれたら可能な範囲で協力する」と考えています。一方、「協力したいがどうしたらいいかわからない」との回答もみられます。
- ・青少年も、約9割が近所づきあいは「とても大切」「した方がよい」と考えています。実際の近所づきあいは「あいさつ程度」が多く、「家族の留守時にいさせてもらえる家がある」という子は2割強程度です。
- ・市民が『地域で問題と感ずること』は、「住民のモラル」「防犯・治安・風紀」「災害時などの協力体制」など多様にあります。問題解決にはまず「迷惑をかけないようにルールやモラルを守る」ことが大事と考えています。

ボランティア活動 ～市民の3人に1人が参加（経験者を含む）～

- ・市民の24%がボランティア活動は「過去に経験あり」（若い年代ほど高率）、12%が「現在活動中」と答えています。
- ・青少年では46%が経験者（特に高校生で高率）ですが、「現在活動中」は5%です。
- ・市民の5割近く、青少年の3割がボランティア活動に『今後は（も）参加したい』と考えています（特に参加意識が高いのは40～50歳代）。一方、市民の約1割、青少年では約3割が「関心ない」と答えています。
- ・青少年のボランティア経験は「学校での福祉体験」が最も多くなっています。
- ・市民にとって参加率・参加希望とも最も高い活動は「生涯学習」です。

暮らしやすさの評価 ～逗子市は障害者・高齢者・子育て中の市民に暮らしにくい？～

- ・市民は、逗子市が障害者や高齢者にとっては「暮らしにくい」と感じています。
- ・子育て中の市民の約半数が逗子市は「子育てしづらい」と感じています。

### 地域福祉の視点からみた問題点・課題

- ・ 防犯や災害対策面からも地域コミュニティの大切さが再認識されてきています。「モラル」と「声かけ」を基礎に、いざというときの協力体制を築いていくことが大事です。
- ・ 子どもの頃から地域の一員として、地域に守られ、地域を守る姿勢が育まれるよう参加の機会を大事にするとともに、家庭や地域の大人たちが日常生活の中で手本をみせていくことも大事です。

- ・ 逗子市では小中高校とも福祉教育が盛んで、社協・行政・学校が連携して子どもや教師の福祉への取組みを支援してきました。その成果として、子どものほとんどが学校でボランティア活動の体験機会を得ていますが、逆に学校以外での参加機会の少なさや勉強の忙しさなどから、ボランティア活動が継続されません。学校でボランティア経験を得た子どもたちを、地域全体で次代の福祉の担い手として育てていく仕組みづくりが必要です。
- ・ 一方、参加意識が高いのは、ボランティア経験が最も低かった中高年層です。「ボランティア」の本義である「自発性」が力の素といえます。家庭や地域の中で、大人たちが自然に気持ちを行動に変える姿を示していくことが、大きな力になり、子どもたちのボランティア活動を促進すると考えられます。

- ・ 障害者・高齢者・子育て中の市民が「暮らしやすい」と感じる点に着目していく必要があります（地域の課題をそれぞれの立場で具体的に把握）。

## 市民の姿と意識

### 住み続けたいふるさと・逗子

- ・市民の約8割が「現住地に住み続けたい」と考えています。
- ・子育て中の市民も6割が定住意向を示していますが、自分の子どもが住み続けるかどうかについては7割強が「本人に任せたい」と答えています。
- ・青少年の7割以上が「逗子市が好き」と答えています。青少年にとって、逗子市のイメージは「自然が豊か」「ゆったりしている」「のびのびしている」「ふるさと」です。

### 将来の逗子像

- ・市民は、福祉の視点からつくる『将来の逗子市』が「高齢者・障害者・子どもをいたわるやさしいまち」、「ルールとモラルが大事にされているまち」になるとよいと考えています。
- ・青少年は『将来の逗子市』を「人と自然が仲良く暮らすまち」「自然を第一に考えるまち」「子どもが安心して遊べるまち」「安心して住みつづけられるまち」にしたいと考えています。
- ・逗子市民にとって、子どもたちは「守るべき存在」とするとともに、「将来を担う頼もしい存在」であり、将来に向けて「きれいな自然やまち」「快適さを守りあうモラル・ルール」を伝えたいと考えています。

### 地域福祉推進には「公・共」の力に期待

- ・『福祉の視点からのまちづくりの進め方（地域福祉推進の方法）』については、「行政と社協が連携して住民をリードしていく」21%、「自治会町内会など地域団体が中心となって住民の力を集めていく」21%、「行政のリードで市民・地域住民が力を出していく」19%、「住民一人ひとりが主体的に力を出していく」18%、「目的別組織が中心となって住民の力を集めていく」8%と、さまざまな考え方があることがわかりました。総じて“行政や社協、地域団体のリードに期待しつつ、住民が力を集めていく”方向性が展望されます。
- ・ボランティア活動者からは、「活動場所の確保」、「人材育成」、活動間の「協働・連携体制」が求められています。行政や社協にはコーディネート力が期待されています。<sup>\*注</sup>

\*注...逗子市「地域福祉に関わる団体アンケート」の結果より

調査実施概要：・実施期間は平成16年2月

・対象数60団体、回収数41団体（回収率68.3%）

### 地域福祉の視点からみた問題点・課題

- ・今や逗子市は、自分の代から住むようになった「逗子一世」が多いまちになっています。大人が安心して住み続けられるだけでなく、子どもたちが将来も「住みたい」と思うまちづくり、次世代に手渡す「ふるさと・逗子」づくりは、行政と市民共通の課題です。

- ・市民は将来の逗子市が“人・自然・まちを大切に、いたわりあい、高齢者・障害者・子どもが安心して過ごせるまち”であることを望んでいます。防災防犯面の不安、多様な生活ニーズが広がる中、そんなまちをつくっていくには、ルール・モラルを守る姿勢を基礎に、一人ひとりがより積極的に「わがまち」に関わり、力を発揮していくことが重要になってきています。
- ・しかし、大人も子どもも忙しく、地域の中で自発的に支えあうための時間もきっかけも得にくいという実情があります。地域の中で楽しみながら参加できるような仕組みをつくることで、気負わず、自然に支えあうような風土づくりにつながる考えられます。

- ・高齢者や障害者等が安心して住み続けることができ、子どもたちが将来も「住みたい」と思うまちにするためには、さまざまなニーズに対応する施設・サービスの充実とともに、市民が家庭や地域の中で力を発揮し、支えあうことが必要です。
- ・市内では、施設ボランティアや食事支援等の「支えあい活動」、仲間同士の健康づくり・学習活動等の「自助活動」、より積極的な支援を目指すNPO活動など、市民主体の活動が数多くみられます。これらの活動を大事に、支えあう気持ちを実践に移すための後押し（きっかけ・情報提供・活動場所の提供等）が一層求められています。



## 2 「福祉プラン」の概要

### (1) 位置付け

#### 社会福祉法との関係

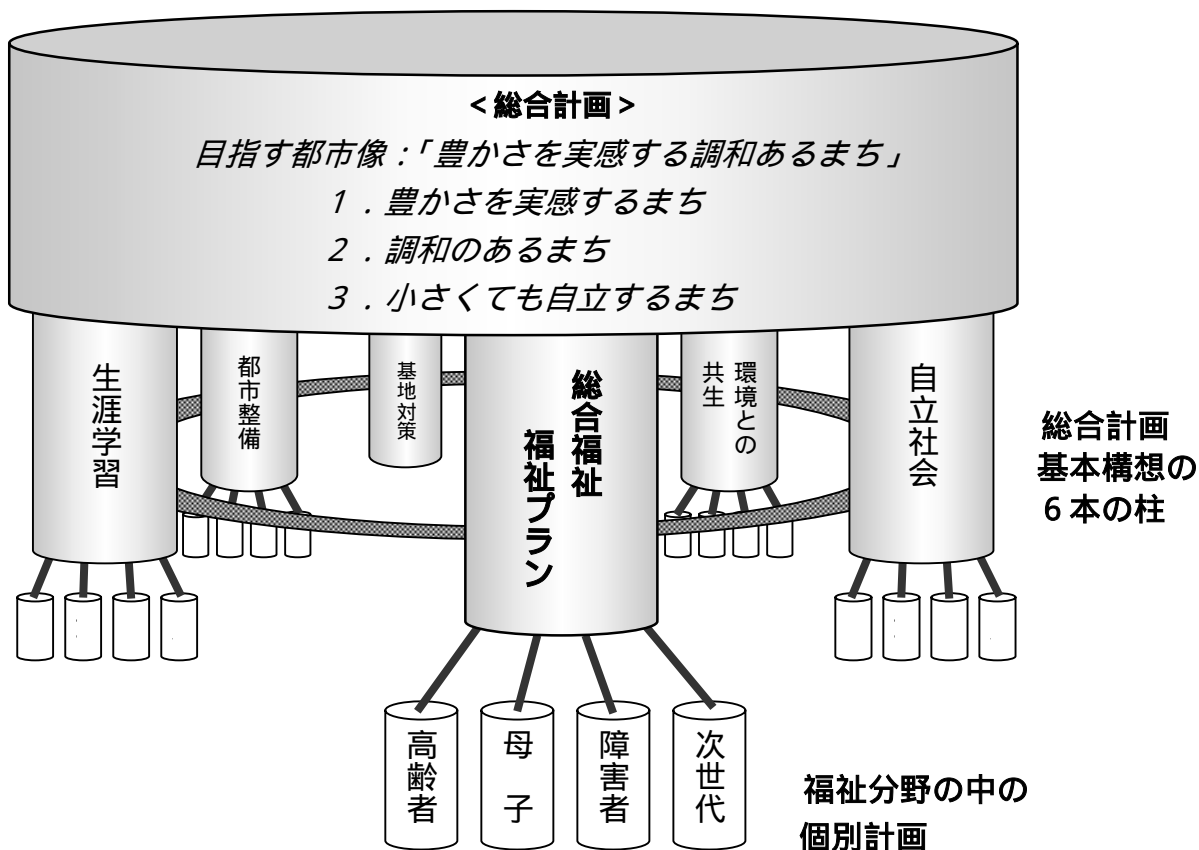
「福祉プラン」は、法第 107 条に規定されている「市町村地域福祉計画」です。

#### 逗子市の行政計画体系との関係

「逗子市総合計画」(以下「総合計画」といいます。)の基本構想には施策の方向づけを示す 6 本の柱がありますが、「福祉プラン」はその中の「総合福祉」分野を担う計画です。「福祉プラン」は独立した計画ではなく、「総合計画」の理念に基づきながら、他分野の計画と連携します。

また、「福祉プラン」は、高齢者、障害者など福祉分野の中の個別計画の基本となる計画です。

「福祉プラン」は、「総合計画」に基づき、各分野計画と連携する計画

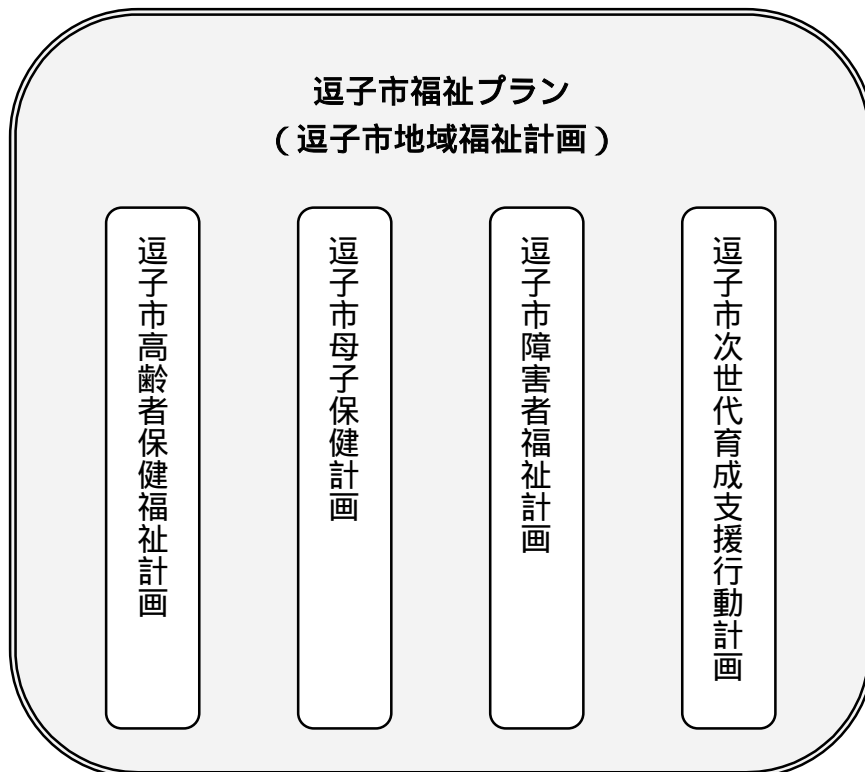


### 個別計画との関係

「福祉プラン」は、総合福祉の視点から、逗子市の将来像と理念、施策の目標と方向を示します。各個別計画は、「福祉プラン」の理念の下、分野ごとの施策の目標と方向、実施計画を示し、施策を具体化する役割を担います。

個別計画には、平成17年3月現在、「逗子市高齢者保健福祉計画(逗子市介護保険事業計画を含む)」「(以下「高齢者保健福祉計画」といいます。)」逗子市母子保健計画」「逗子市障害者福祉計画」「逗子市次世代育成支援行動計画」があります。「福祉プラン」は、これらの計画と今後新たに策定される個別計画を包含する、総合福祉の計画です。

### 「福祉プラン」は福祉分野の中の個別計画を包含する計画

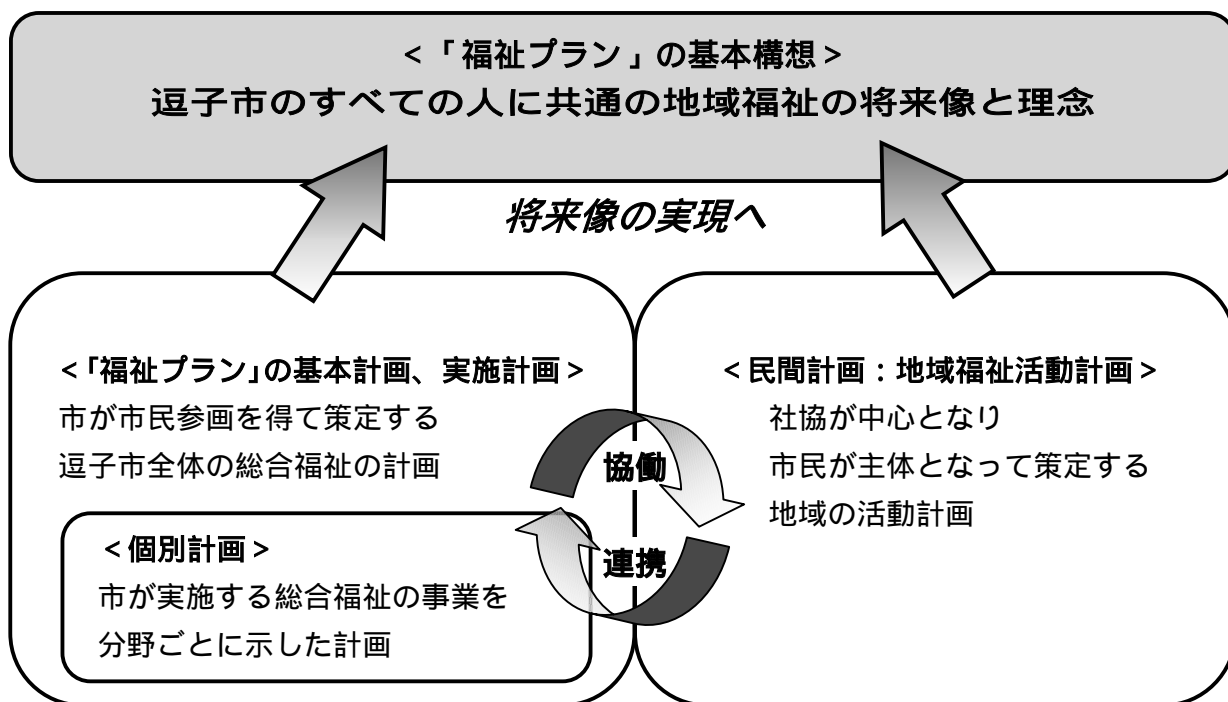


## 民間計画との関係

「福祉プラン」の基本構想は、逗子市全体が目指す地域福祉の将来像と、すべての市民、つまり逗子市という地域に関わるすべての人や団体に共通の理念です。

基本構想の将来像を実現するための諸施策のうち、市が責任を持って実施する部分は「福祉プラン」の基本計画・実施計画と福祉分野の中の個別計画に示します。市民が地域で自主的に活動する範囲は、逗子市社会福祉協議会（以下「社協」といいます。）が中心となって策定する民間計画「地域福祉活動計画」<sup>\*注</sup>で示します。

下の図のように、「福祉プラン」の基本構想の下、市の計画と民間計画は常に協働と連携をしていきます。



\*注...平成17年3月現在、社協で策定準備中

## ( 2 ) 対象区域

逗子市全体を一つの地域福祉圏域と考え、このプランの対象区域とします。

なお、個々の生活課題では、より小さな地域を考える必要があります。このときは、小・中学校区、自治会・町内会、あるいはその中の班など、課題にあわせ柔軟に区域設定をします。

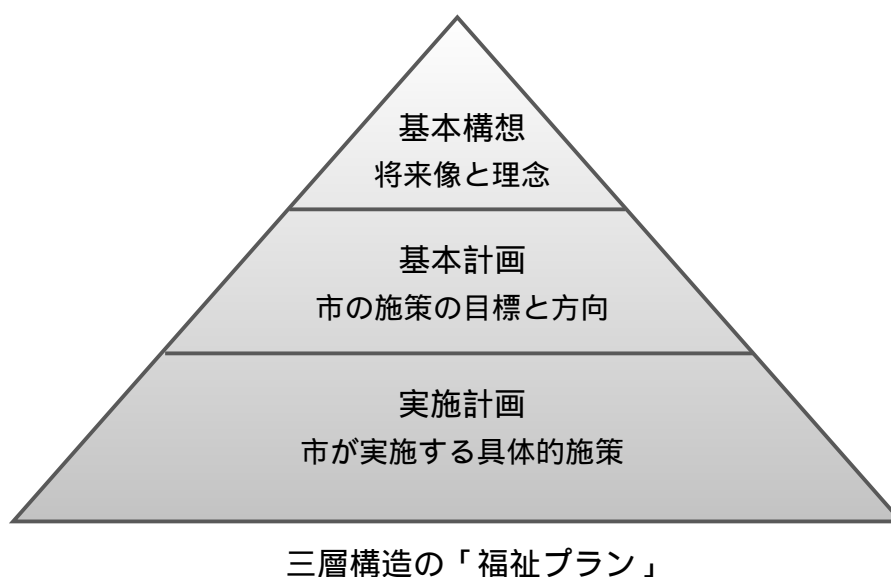
また、逗子市内だけで完結しない事業や活動については、より広い地域(三浦半島圏域等)での連携をしていきます。

## ( 3 ) 対象者

このプランの対象者は、逗子市に関わるすべての人や団体等です。逗子市に住む人、逗子市に通勤・通学する人、逗子市内で活動する団体、逗子市内の事業者などをこのプランでは市民と呼びます。

## ( 4 ) 構成

このプランは、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造で構成されます。それぞれの趣旨と計画期間、改定時期は次のとおりです。



基本構想：逗子市全体が目指す将来像と理念

基本的には普遍的なものだが、大きな社会変化により必要が生じた場合には改定

基本計画：将来像実現のための、市の施策の目標と方向

10年後の目標と施策の方向を提示

10年ごとに改定

実施計画：基本計画に基づき市が実施する具体的施策

5年間の施策を示す

毎年、進行管理と評価を実施

5年ごとに改定

なお、基本計画及び実施計画については、根拠法の改正等により必要が生じた場合は改定します。

## **基本構想**

**逗子市が目指す地域福祉の将来像と理念**



# 1 逗子市が目指す地域福祉の将来像 |||||

改定前の「福祉プラン」の精神を引継ぎ、逗子市が目指す将来像を次のとおり設定します。

**将来像：「共に生きる心豊かなまち」**

逗子市の財産は「人」です。逗子市に暮らし、働き、学ぶすべての「人」が、心豊かなまちをつくり、それを実感する主役です。

年齢や性別、国籍や障害の有無など、人と人の違いは「自分らしさ」として互いに尊重します。ふるさとの逗子市で、誰もが「自分らしさ」を發揮できる仕組みが整っています。

病気やケガなど一時的に「支援が必要な状態」になることは誰にでもあり、それを支援する機会も誰にでもあります。誰もが「自分にできること」で支え・支えられる、「支えあい」の仕組みがあります。

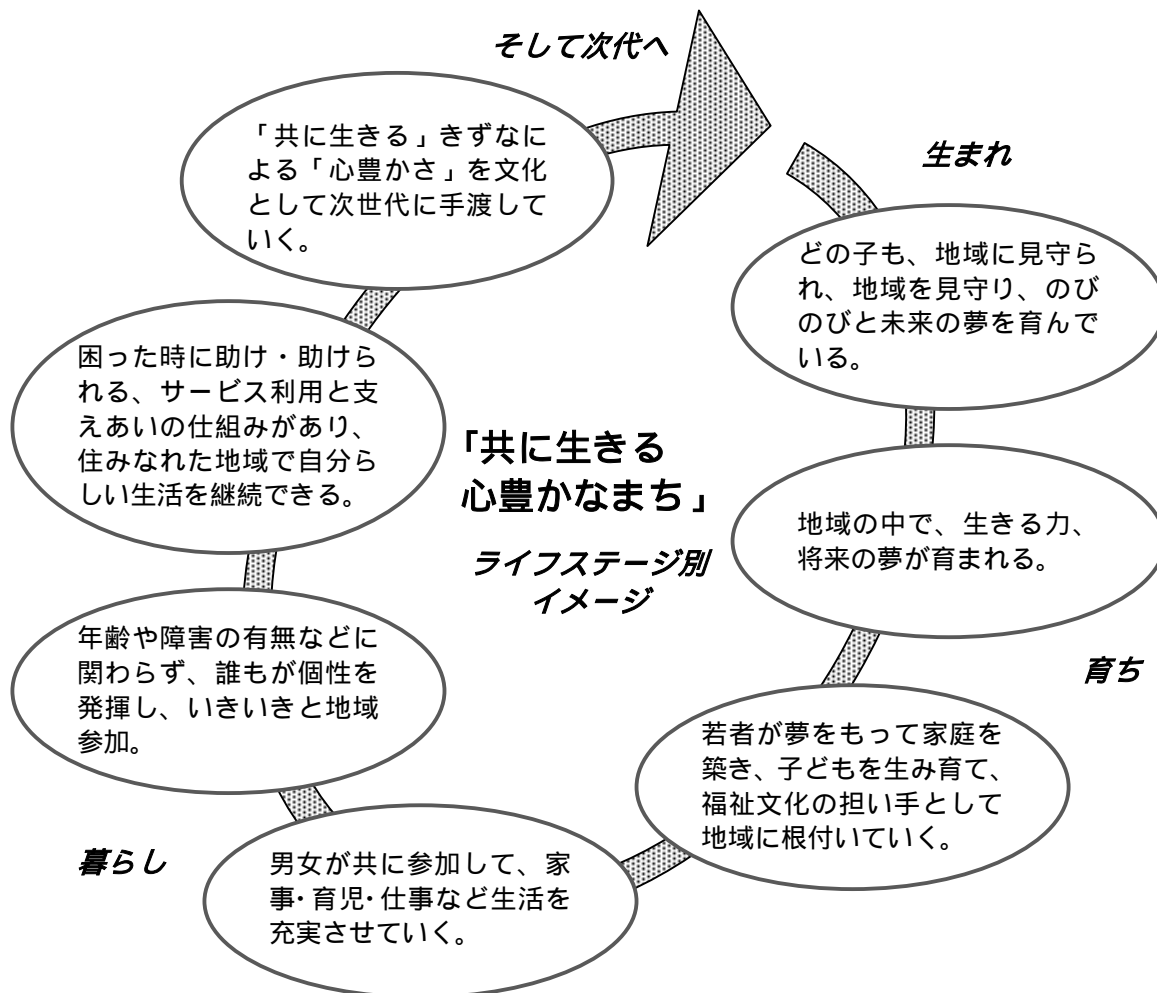
いろいろな場面で、人と人のつながり、人と人の「支えあい」が、人を、暮らしを、そして逗子市を元気に豊かにします。

支えあいの基本は、人への優しい心と思いやりです。すべての人が幼い頃から、優しさと思いやりの心を育みます。

この支えあいが逗子市全体に広がることで、逗子市は、「福祉が文化」と言えるまちになります。すべての人が協力して、この心豊かなまちを次の世代へと手渡していきます。



逗子市に生まれ、育ち、暮らしていく人生の各場面（ライフステージ）において、常に「共に生きる心豊かなまち」を実感します。



## 2 逗子市の地域福祉の理念 |||||

### (1) 公・共・私の協働

将来像「共に生きる心豊かなまち」を実現するにあたっての理念として、改定前の「福祉プラン」に掲げられた「公・共・私の協働」という理念を基本的に引き継ぎます。

公・共・私それぞれが役割を分担し、相互に連携し、協力し支援しあうこと、そのすべての活動を協働と呼びます。地域福祉は、公・共・私それぞれの役割を認識し、協働することで推進されます。

「人」を主体とし、あえて「私・共・公」の順に、その内容を示します。

#### 私（市民）

- ・個人……誰もが自らの可能性を発揮し、主体的に人生をおくるべき存在です。地域社会の一員としての活動等を通して自己を高め、地域に貢献することが求められています。
- ・家庭……家族ぐるみの健康づくりや明るい家庭づくりは、心豊かな個人と地域を育みます。個人が幼少期から、優しさ、思いやり、支えあう心を育み、そして、近隣との交流を深め、地域の連帯意識へと発展させていく基盤となります。

#### 共（「私」が構成するさまざまな団体・組織）

共とは、「私」よりも広い範囲の人々が力を合わせ、共に活動する集まりを意味します。地域福祉においては、特に重要な役割を持ちます。「私」ではできないこと、「公」では目が届かないことについて、活躍が期待されます。

- ・地域……市民にとっていちばん身近な「共に生きる心豊かなまち」です。地域での日頃からの人と人の交流が、連携や支えあいの活動につながり、大きな力を発揮します。自治会・町内会をはじめとする地域に根ざした市民による市民のための組織は、生活に密着したさまざまな活動を支え、市民同士が情報を共有化するための重要な場です。
- ・団体……社協、ボランティア団体、要支援者団体、市民グループなど、多様な団体がそれぞれの特性、機能、資源（人材、情報、ノウハウ等）を発揮するとともに、相互にネットワークし、より大きな力となっていくことが期待されます。

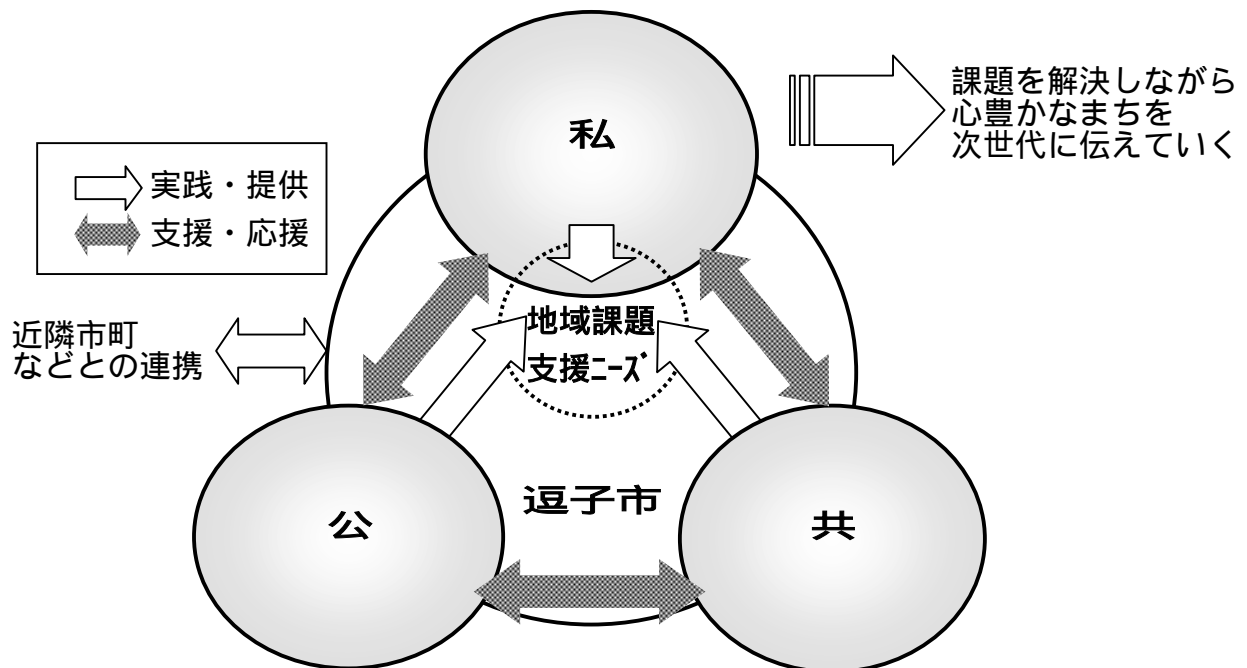
- ・事業者……福祉サービスが措置から契約へと変化する中、福祉事業者には、利用者本位のサービス提供に大きな期待がかかっています。また、あらゆる事業所が、地域と市民に優しい存在であること、地域福祉に力(施設、人材、専門性等)を発揮することが求められています。

なお、これらの分類に入らなくても、“共に活動する集まり”はすべて「共」です。

#### 公(行政)

- ・市……国・県・近隣市町などの関連行政機関と連携しながら、逗子市全体に対する社会基盤の整備、法令に基づいた制度やサービスの実施など、私や共では実行できない分野を担います。また、私や共との連携、私や共の活動の支援を行います。

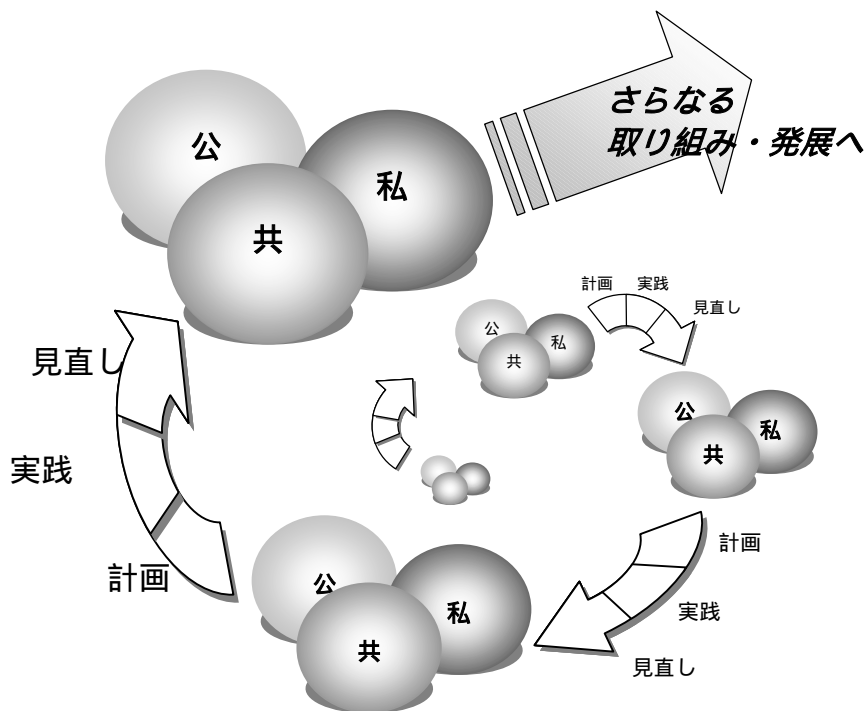
#### 公・共・私の協働



地域ごとの課題や生活に密着した課題を解決していくには、公・共・私がいかに役割を分担し協働することが大きな力になります。

つまり、地域福祉を推進するということは、地域の課題や市民の支援ニーズに対して、

- ・公・共・私、共に対策を考え（計画段階からの協働）
  - ・連携しながらそれぞれの力を発揮し（実施段階での協働）
  - ・相互にこれを見守っていく（評価・見直し面での協働）
- ということにほかなりません。



公・共・私の協働では、「私」は主役、「共」は要、「公」は基盤としての位置付けにあります。（\*地域での「共」である自治会・町内会の活動事例を資料編に掲載）

そして、計画段階からの協働、実施段階での協働、評価・見直し面での協働、それを踏まえた次の計画段階からの協働・・・というように、くり返し行っていくことで、公・共・私の協働がよりよいものへと発展していきます。

## (2) 諸施策の総合化

地域福祉の主役は市民です。地域福祉計画を進める上では、市民の視点に立った総合的な取組みを基本とします。

### 情報の共有

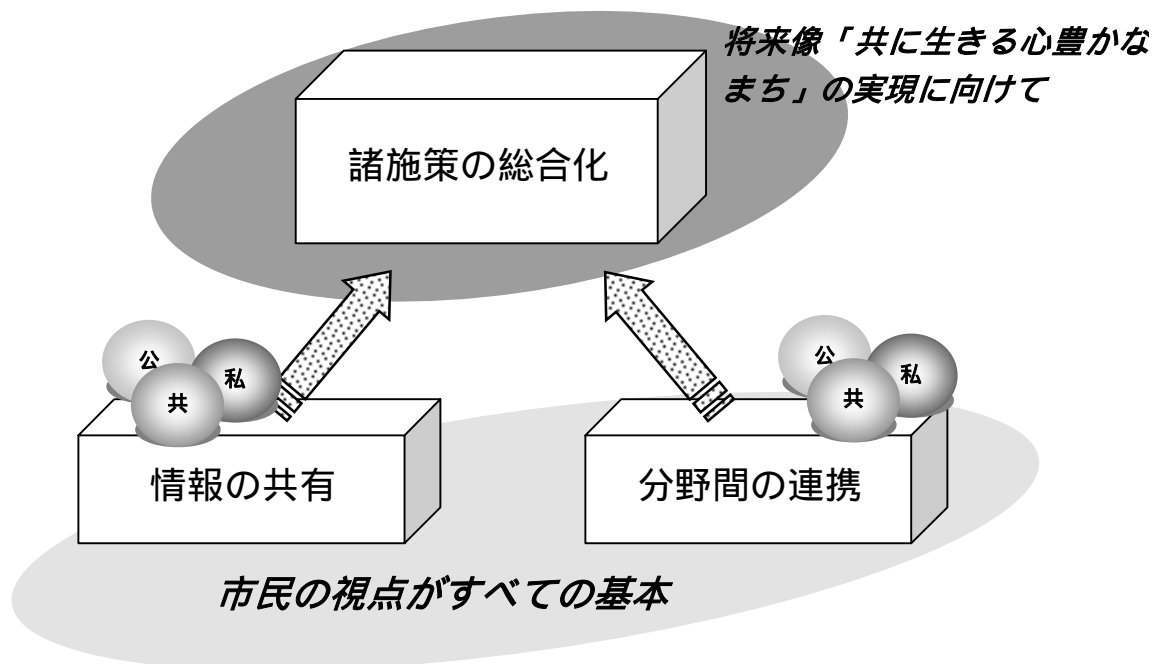
生活に関わる各団体がそれぞれ別々に活動しては、総合的な取組みはむずかしくなります。公・共・私計画・実施・見直しの各段階で協働し、力を合わせていくために、情報の共有化が不可欠です。

情報の共有化を進めるため、市が情報の提供を進めるとともに、逗子市に関わるさまざまな団体間で、情報の交換が活発化されることが必要です。

### 分野間の連携

市民にとっては行政機関の違いや担当部局の区別は意味がなく、市民は生活者の視点から総合的に日常の課題を捉えています。

市は、「縦割りを取り除き、横の連携を推進する」ため、各部局の横の連携を取るとともに、国・県・近隣市町など関係行政機関との連携・協力を進めます。共を含めた、さまざまな団体・機関相互のネットワーク化が期待されます。



# 基本計画

## 10年間の施策の目標と方向



# 1 基本計画とは

基本構想の将来像である「共に生きる心豊かなまち」を実現するために、公である市が、この10年間（平成17年～平成26年）で行う施策の目標と方向を示します。

# 2 基本的な考え方

「福祉プラン」を推進する上での理念である「公・共・私の協働」と「諸施策の総合化」の中で、市が果たすべき役割を明確にします。

## 市が担う3つの役割

行政サービスの適切な実施  
私と共との協働事業の実施  
私や共の主体的活動の支援

市は、常に「市民が地域福祉の主役」という視点で施策を展開します。

### 市民との関係づくり

- ・利用者である市民が主体的に選べるよう、施設・サービス利用環境を整えます。
- ・市民は、地域福祉の受け手であると同時に担い手です。市民が、「したい」「できる」気持ちを発現していけるよう、支援・応援します。
- ・学校教育、福祉教育などを通じ、「地域福祉の主役は市民」という意識を育みます。

### 庁内での横の連携体制づくり

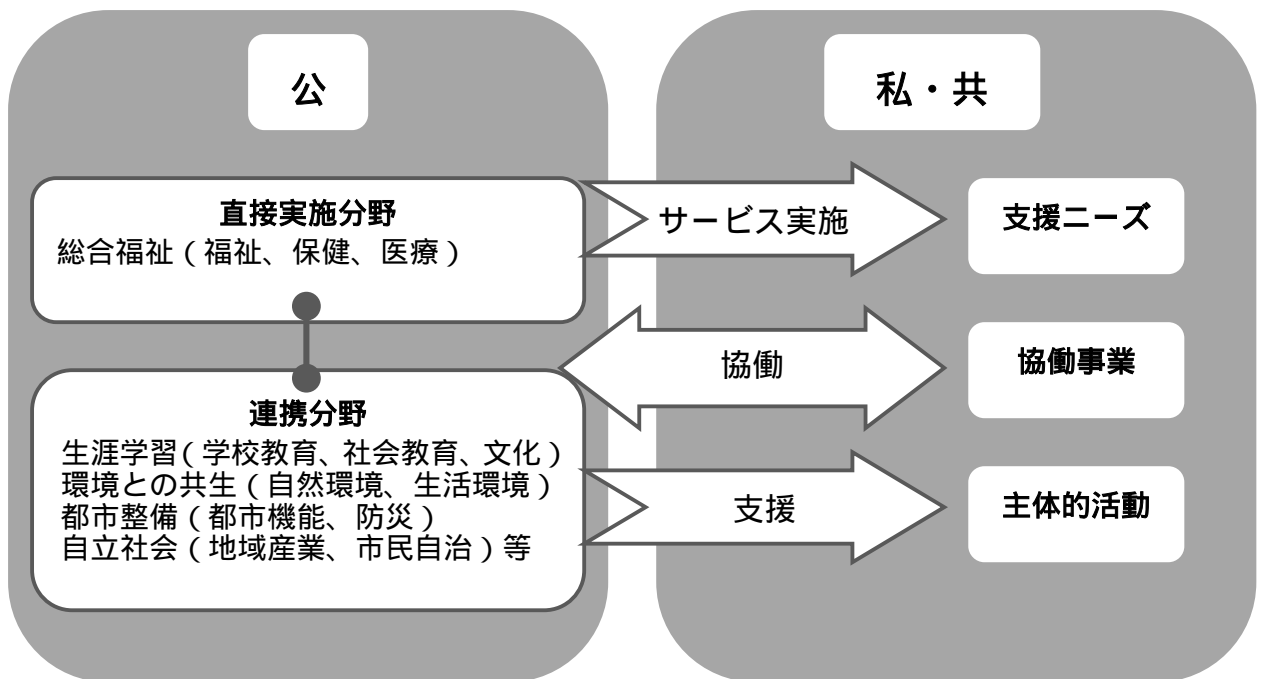
- ・いわゆる縦割り行政の解消に努め、関連行政分野を横につないだ連携による施策展開を目指します。
- ・個々の職員も、「主役は市民」の視点で仕事に取り組めます。



### 3 対象分野

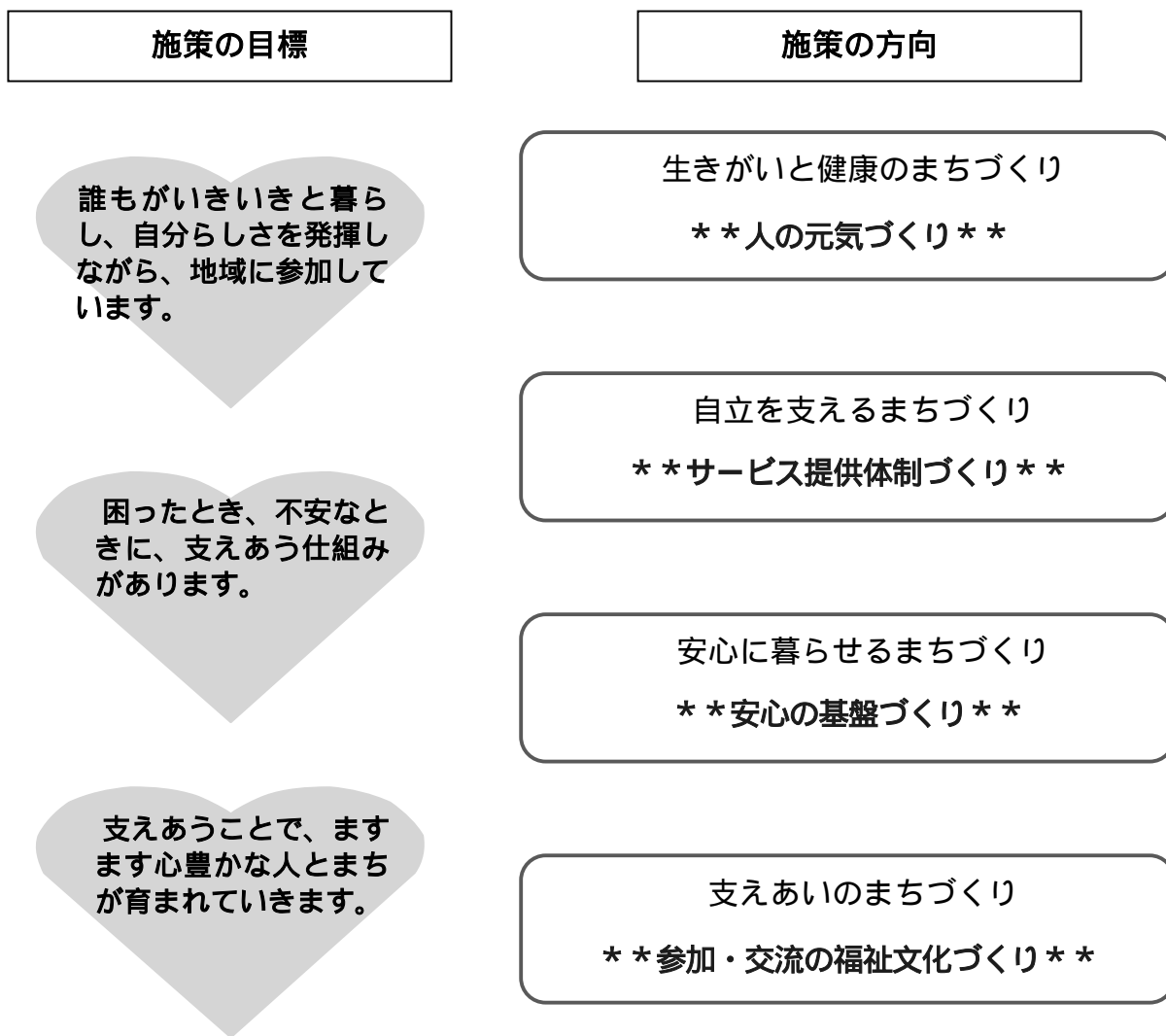
基本計画では、市が総合福祉の事業として直接実施する分野はもちろん、地域福祉の視点から、地域住民の生活に関わる諸分野と連携する分野も対象とします。この連携分野では、市の各部局だけでなく、県や国の行政機関との連携も行います。

また、市は直接実施分野だけでなく、連携分野も含め、総合的に実施していく必要があります。



## 4 目標と方向

逗子市の地域福祉全体において、市が果たすべき役割について、目標と方向を示します。



## ( 1 ) 生きがいと健康のまちづくり

心とからだの健康は、自分自身で育み、地域でそれを支えます。健康で生きがいのあ  
る、自分らしい充実した生活を応援します。

### 人の元気づくり

#### 主体的な健康管理・積極的な健康育成

市民が自分自身や家族の健康管理意識を高め、心とからだの健康づくりを地域  
全体で進めることを支援します。

#### きめ細かな地域医療サービスの実施

地域の医療機関や、県・近隣市町などとの連携により、市民の医療ニーズに合  
った地域医療サービスの充実を進めます。

#### 生きがい活動支援

地域や市民の生きがい活動が充実するよう支援するとともに、活動の機会づく  
りに努めます。

## ( 2 ) 自立を支えるまちづくり

必要に応じてサービスを利用し、心豊かに暮らすことができるような仕組みをつくり  
ます。

### サービス提供体制づくり

#### 多様な生活支援サービスの充実

関係行政機関や事業者などと連携し、利用者を主体とした適切な生活支援サー  
ビスの提供を、計画的かつ総合的に進めます。

#### 施設利用環境の整備

関係行政機関や事業者などと連携と役割分担をしながら、必要な施設整備と適  
切な施設運営を進めます。

#### 情報提供・相談機能の拡充

利用者を主体として、情報の総合化や情報提供を推進するとともに、関係行政  
機関などとも連携しながら相談機能の拡充を進めます。

#### 安定した生活基盤の確保

国・県と連携して、各種手当等の改善、公的扶助・社会保障等の充実等や、適  
切な実施を進めます。

### (3) 安心に暮らせるまちづくり

住みなれたわがまち「逗子」で、安全に、そして安心して暮らすことができるよう、皆さんの毎日をバックアップします。

#### 安心の基盤づくり

##### 安全・安心のまちづくりの推進

地域のことを最もよく知っているのは市民です。日頃から、市・警察・消防などの機関が力を合わせて防犯活動に取り組むとともに、市民がそれぞれの視点を生かし、安全・安心づくり活動に主体的に参加できるよう支援していきます。

また、緊急時への対応力を保持するため、防災活動にも力を入れます。

##### 地域安心ネットワークの確立

虐待の発見や徘徊高齢者の探索など、市民・地域・関係行政機関との連携により、地域の中での見守り・緊急対応ネットワークづくりを進めます。

##### 福祉の都市環境整備

高齢者や障害者、乳幼児連れでも、誰もがまちの中で安心して自由に生活することができるよう、関係機関と連携して、市内の施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。

### (4) 支えあいのまちづくり

逗子を愛する皆さんのまちづくりをサポートします。  
皆さんの取組みで、福祉が文化となる逗子のまちにします。

#### 参加・交流の福祉文化づくり

##### 参加・交流活動の促進・支援

市民が自治会・町内会、子供会、ボランティアなどの団体活動に参加し、地域住民同士の交流が活発化し、支えあい活動へと発展するよう支援します。

##### 家庭・学校・地域協働の子育て支援

家庭では家族ぐるみで、そして地域全体で、学校で、次代を担う子どもたちが心身ともに豊かに育つことを支援します。

##### 福祉人材の育成支援

市民が子どもの頃から生涯を通じて、心の優しさや人を思いやる心を育むことを支援するとともに、支えあいやボランティアなど、実際に活動することを支援します。

##### 地域福祉活動計画との連携

市民の活動の支援をより強化するため、市民の活動計画である地域福祉活動計画と、計画策定や実施などの各場面で、常に深く連携します。



# 実施計画

## 5年間で実施する具体的施策



# 1 地域福祉推進のための実施計画 |||||

## (1) 主役は市民

地域福祉の主役は市民です。地域福祉を推進する核となる人や団体は既に存在しますが、まだまだ一部であり少数です。これを全市へ全市民へと広げていくことが必要です。

地域福祉の推進は、市民が自主的に活動してこそ効果が現れます。市は支援していく役割が求められます。

## (2) 実施計画

実施計画には具体的な目標数値が求められるものですが、市民の自主的な活動の状況を数値で計ることは非常に困難です。そのため、ここでは市民の活動を市が支援する方法について示します。

また、地域福祉活動計画との連携の中で、必要に応じて内容を充実させていきます。

### 活動団体の活性化の支援

- ・既に存在し活動している、地域福祉に関する団体活動があります。例えば、自治会・町内会活動、防犯活動、防災活動、ボランティア活動、民生委員児童委員活動などです。これらの活動に対して、行政ではいわゆる縦割りの対応になりがちです。これを解消するために、横の連携のための橋渡しの役割を行います。
- ・ボランティア活動については、社協にあるボランティアセンターがその中核となっています。ボランティアセンターの活動を支援することで、市民のボランティア活動を支援します。
- ・市民が新しい活動を始めたり、新しい団体を作ろうという動きを促進するよう、先進事例や先進団体等を紹介するなどの支援を行います。

### 参加機会づくりの支援

- ・これから参加・活動したいと考えている市民へ、活動団体やボランティアセンターの情報紹介を行います。
- ・「総合福祉イベント・福祉の秋」や市民まつりでの「ふれあいひろば」など、団体活動や福祉についての情報に触れる機会づくりを支援し推進します。

### 心の育成の支援

- ・地域福祉の基本となる「支えあい」を進める「心の優しさ」を育てるため、福



祉教育など心の育成に結びつく活動を支援します。

地域福祉活動計画との連携

- ・地域福祉活動計画の策定から実施の各段階で、緊密に連携していきます。

## 2 個別計画等との関係 |||||

「福祉プラン」に包含される「高齢者保健福祉計画」「母子保健計画」「障害者福祉計画」「次世代育成支援行動計画」の各個別計画は、それぞれが実施計画を備えています。これらの各個別計画の実施計画はそのまま、「福祉プラン」の分野ごとの実施計画とします。（\*別冊の「各個別計画の実施計画一覧」を参照）

また、各個別計画の実施計画に記載されていない市の各事業についても、「福祉プラン」の理念に基づき実施します。

# 計画の進行管理と評価



# 1 進行管理と評価の体制

進行管理と評価を行う組織と役割は次のとおりです。これらの組織では、章の基本構想を踏まえ、毎年、実施計画の進行管理と評価を行います。

市の庁内組織	私（市民）・共（団体）及び知識経験者、関係行政機関で組織
福祉プラン推進本部...「福祉プラン」推進のための庁内の横断組織	福祉プラン推進協議会...「福祉プラン」と各個別計画の諸サービスの総合調整
	地域福祉計画部会...地域福祉推進のための実施計画の進行管理と評価
	高齢者保健福祉計画部会...高齢者保健福祉計画の進行管理と評価
	母子保健計画部会...母子保健計画の進行管理と評価
	障害者福祉計画部会...障害者福祉計画の進行管理と評価
	次世代育成支援計画部会...次世代育成支援行動計画の進行管理と評価

## （１）福祉プラン推進協議会と各部会

福祉プラン推進協議会は、「福祉プラン」と福祉部事業のすべてに対し、進行管理を行います。各部会は、各個別計画の専門の部会として、毎年、担当する計画の前年度の実績値を確認し、計画値の達成状況を調査することで進行管理を行います。その結果を福祉プラン推進協議会へ報告することにより、福祉プラン推進協議会では「福祉プラン」全体の総合調整を行います。

また、福祉プラン推進協議会では、毎年、福祉部事業の前年度決算を確認し、各個別計画に位置付けられていない事業についても実施状況を調査します。市では、その結果を次年度の予算編成や事業実施に反映していきます。

## （２）福祉プラン推進本部

福祉プラン推進本部は、庁内横断的に福祉プランの総合管理を行う組織です。各部局から選出された委員により、「福祉プラン」全体に対する進行管理を行います。「福祉プラン」は福祉部だけではなく、庁内の他部局とも連携して進めていくことが必要です。福祉プラン推進本部では、実績を振り返るだけでなく、行政の横の連携を進めていく機能が重要になります。

## 2 計画改定体制

計画改定の際には、具体の作業は各部会で行い、改定の途中段階と計画案が完成した段階で福祉プラン推進協議会に報告を行います。最終的に福祉プラン推進協議会による審議を経て、市長へ計画案として提言します。

計画改定にあたっては、必ず目標の達成状況を検証し、社会状況変化を加味し、市民による評価としての市民意識調査結果を反映して、計画改定を行います。

また、福祉プラン推進本部では、計画改定における「行政の横の連携」等を含め計画の総合化の実現を図る役割を担います。必要に応じ、各個別計画ごとの部会を設け、横の連携の調整を図り計画改定に反映します。

# 資料編



# 1 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について

(一人ひとりの地域住民への訴え) (抜粋)

平成14年1月28日  
社会保障審議会福祉部会

## はじめに - 地域福祉推進の背景と必要性 -

我が国においては、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容しつつある。少子高齢社会の到来、成長型社会の終焉、産業の空洞化、そして近年の深刻な経済不況がこれに追い打ちをかけている。このため、高齢者、障害者などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれている。また、青少年や中年層においても生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっている。

他方で、近年、市町村の福祉施策が盛んになり、ボランティアやNPO法人なども活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となっている。

こうした相矛盾する社会状況の中で、市町村を中心とする福祉行政の役割は極めて重要となっており、加えて地域住民の自主的な助け合いなどの意義も益々大きくなっている。

先の中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会の報告においては、「社会福祉の基礎となるのは、他人を思いやり、お互いを支え助け合おうとする精神である。その意味で、社会福祉を作り上げ、支えていくのはすべての国民である」と述べているが、国民生活の安心と幸せを実現するためには、自立した個人が地域住民としてのつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという共に生きるまちづくりの精神が育まれ活かされることが必要不可欠である。

今こそ、共に生きるまちづくりの精神を発揮し、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるような地域社会を基盤とした福祉(地域福祉)の推進に努める必要がある。

法制上においても、平成2年のいわゆる福祉八法の改正以降、在宅サービスの法制化、措置権の移譲に伴う保健福祉サービスの市町村への一元化や、高齢者、障害者、児童各分野でのサービスの計画化などにより、地域住民の生活に密着した市町村を中核とする保健福祉サービスの提供体制の基盤づくりが進められてきた。とりわけ、社会福祉事業法においては、地域に即した創意と工夫による福祉サービスの総合的な実施、福祉サービスに対する地域住民の理解と協力が定められる等、実質的に地域福祉の推進が唱えられ、平成12年の社会福祉法においては、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられるようになった。

### 一人ひとりの地域住民への訴え

とかく、これまでの社会福祉は、ややもすると行政から地域住民への給付という形をとってきた。しかしながら、これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考え方に基づき、地



域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかなければならない。そのためには社会福祉に対しての地域住民の理解と協力、つまり地域住民の参加と行動が不可欠なのである。

この際、一人ひとりの地域住民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとしてとらえなおし、地域住民としてこれらの多様な生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。また、社会福祉を消極的に単なる特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点でとらえていただけるよう強く訴えたい。

当部会としては、地域福祉計画策定指針原案作成委員会を設置し、この委員会を中心にこのような観点から平成13年7月以来、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について精力的に検討を重ね、今般、報告をとりまとめた。今、この報告を広く一人ひとりの地域住民に問いかけ、これを契機として、それぞれの地域で生活者の視点から地域の特性を活かした地域福祉の推進についての活発な議論が行われることを期待したい。このことを通じて、社会福祉基礎構造改革の趣旨が地域レベルにおいても再度確認され、これらの計画が21世紀の福祉を決定づけるものとして広く地域住民の参加を得て策定されることを求めるものである。また、自治体の首長、議会も、住民主体の地域福祉計画策定を推進する上で、自治体としての責任とリーダーシップを発揮されることを期待するものである。

### 地域福祉推進の理念

中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会は、今後の新しい社会福祉の理念について「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある」と意見し、こうした理念を地域において具現化するために地域福祉の推進を図るべきであるとした。

これを受けた社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体と地域福祉を推進する目的を次のように定めた。

(参考)社会福祉法より抜粋

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

すなわち、地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「住民等」という。）」の三者であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの者が相互に協力しあうことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすること」であるとした。こうした地域福祉推進のための方策として「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定を求めた。

（参考）社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

地域福祉計画に関する規定（法第107条及び第108条）は平成15年4月1日施行

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市区町村（以下「市町村」という。）が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題（以下「生活課題」という。）とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な地方公共団体として広域的な観点から市町村を支援し、その際、市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて、きめ細かな配慮を行う必要があり、このために市町村支援を旨とするものである。

なお、ここでいう住民等は、地域福祉計画の策定について意見を述べるだけの存在ではない。計画策定に参加すると同時に自らが地域福祉の担い手であると認識することが重要であ

る。したがって特に関係団体の参加を要請する場合は、代表者の形式的参加で事足りるとすべきではない。

地域福祉の担い手としては、例えば次のような者が考えられる。

- ・ 地域住民
- ・ 要支援者の団体
- ・ 自治会・町内会、地縁型組織等
- ・ 一般企業、商店街等
- ・ 民生委員・児童委員、福祉委員等
- ・ ボランティア、ボランティア団体
- ・ 特定非営利活動法人（NPO法人）住民参加型在宅サービス団体等
- ・ 農業協同組合、消費生活協同組合等
- ・ 社会福祉法人、地区（校区）社会福祉協議会等
- ・ 社会福祉従事者（民間事業者を含む）
- ・ 福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等）
- ・ その他の諸団体

地域福祉計画とは、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、社会福祉法に示された新しい社会福祉の理念を達成するための方策である。したがって地域福祉計画は、行政計画でありながら、福祉サービスにおける個人の尊厳の保持を基本に据えて、自己決定、自己実現の尊重、自立支援など住民等による地域福祉推進のための参加や協力を立脚して策定されるべきである。

今後における地域福祉推進の理念としては、少なくとも次の点、(1)住民参加の必要性、(2)共に生きる社会づくり、(3)男女共同参画、(4)福祉文化の創造に留意することが重要である。

#### (1) 住民参加の必要性

例えば、障害を有したり、性や年齢が異なることなど、人間はそれぞれ異なるわけであるが、個人の尊厳、その人が生きる価値などの点においては、皆平等であり、すべての地域住民が地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されなければならない。

こうしたことは、生活課題を持つ人自身が、権利の主体としてそれを求めることのみではなく、他の地域住民も、それを当然のこととして支持すると共に「一緒になって、それを実現することが当然であり、それが地域社会の誰にとっても望ましい社会なのだ」という地域社会の共通の価値観を持たなければ達成できない。

したがって、地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことにある。地域住民の主体的参加による地域福祉計画の策定・実行・評価の過程は、それ自体、地域福祉推進の実践そのものである。（別紙1参照 別紙省略）

## (2) 共に生きる社会づくり

すなわち、地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯、心のつながりとそのために必要なシステムが不可欠であり、例えば、貧困や失業に陥った人々、障害を有する人々、ホームレスの状態にある人々等を社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し社会に統合する「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」という視点が重要である。

さらに、様々な権利侵害に対して、全体として権利を擁護していく地域住民の活動とシステムが不可欠である。

## (3) 男女共同参画

地域福祉を推進する諸活動は、男女共同参画の視点に立脚して展開される必要がある。「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担う」ことは重要であり、そのため、男性も女性も共に日々の暮らしの基盤である地域社会の生活課題に目を向け、その解決のための意思決定、諸活動にも参画していくことが期待される。

## (4) 福祉文化の創造

具体的には、地域住民が、自らの生活基盤である地域社会での生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを、自らの問題として認識し、自らがサービスの在り方に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していくことが重要である。こうした地域住民による生活に根ざした社会的活動の積み重ねが、それぞれの地域に個性ある行動様式や態度を育み文化（福祉文化）を創造していくことにつながる。また、このことは、地方分権の趣旨にも沿うものである。

### 地域福祉推進の基本目標

社会福祉法の理念に基づく社会福祉を地域において実現するためには、少なくとも次のような基本目標に沿って地域福祉を進める必要がある。

#### 生活課題の達成への住民等の積極的参加

地域住民の参加や関係団体と連携した活動が全国で広がりつつあり、また、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）の成立など、新たな活動の基盤整備も進められている。こうした状況を踏まえ、地域福祉の推進においても、地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要である。

この際、地域住民も「福祉は行政が行うもの」という意識を改め、行政も「福祉は行政処分では対処するもの」という意識を改めて、地域社会の全構成員（住民等）がパートナー

シップの考えを持つことが重要である。パートナーシップは、民間相互のパートナーシップのみでなく、公私のパートナーシップとして行政及び地域社会の構成員が相互に理解し合い、相互の長所を活かし、「協働」することによって大きな創造力が生み出されてくるものである（パートナーシップ型住民参加）。

なお、地域福祉計画の策定過程を通じて地域福祉活動における公と私の役割分担について留意する必要がある。もちろん、このことは公行政の役割をいささかも減じるものではなく、公行政は地域住民の健康で文化的なミニマムな生活を保障する役割を担っている。

#### 利用者主体のサービスの実現

利用者本位の考え方に立って、利用者を一人の人間としてとらえ、その人の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、制度やサービスの種別、実施主体の相違を越えて、対応する適切なサービスのセットが、総合的かつ効率的に提供され、その利用へのアクセスが阻害されないような体制を身近な地域において構築する必要がある。

具体的には、サービスを総合的に利用できるようにするケアマネジメントを含むソーシャルワークの体制を、相談機能を持つ機関や福祉事務所などで充実する必要がある。

このソーシャルワーク機能においては、「人生を生きる主人公は自分自身であり、自己決定により自ら人生を切り拓き自己実現を図っていく」という利用者自身の持っている力を引き出す援助（エンパワーメント）が重要であるほか、地域住民が孤立したり、生活課題を抱えたときに、声を上げられる仕組みや発見する仕組みづくり（コミュニティワーク）にも向けられる必要がある。

サービスの内容や評価について、地域住民の信頼と理解を得るためには、情報の公開などを進め、事業運営の透明性の確保を図らなければならない。また、利用者の選択を通じた適正な競争を促進し、福祉従事者の専門性の向上などを通じて、サービスの質の向上と効率の促進を図る必要がある。

#### サービスの総合化の確立

地域福祉の推進においては、地域の身近なところで総合的な相談が受けられ、サービスの適切な利用と結びつけられる体制を整備することが重要である。

地域住民の生活課題は、必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって充足されるものではなく、しばしば、福祉・保健・医療その他生活関連分野にまたがるものであり、公共的サービス・民間によるサービスやサポートも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせることで総合化することによって満たされることが少なくない。このため、こうした多様なサービスそれぞれが十分な連携を図って総合的に展開されていくことが不可欠であり、今後は総合的サービスの提供体制を確保していく必要がある。

#### 生活関連分野との連携

地域福祉の範囲として、福祉・保健・医療の一体的な運営はもとより、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要となる。

生活課題に対応する施策は、個別的には既に存在しているものも多いが、これらに新しいアイデアを取り入れてシステム化し、地域起こしに結びつくような福祉関連産業、健康関連産業、環境関連産業などの領域で、地域密着型コミュニティビジネスあるいはNPOなどを創出していくこと（社会的起業）が考えられる。

ちなみに、地域密着型コミュニティビジネスや地域通貨（エコマネー等）制度は、地域住民の生活課題に柔軟に対応したもので、今後、地域福祉活動の中でソーシャル・インクルージョンの手段としても注目されるところである。

## 市町村地域福祉計画

### （１）計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項としては、社会福祉法上、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項の３つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら３つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加えて計画に盛り込む必要がある。

#### 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

##### 地域における福祉サービスの目標の提示

- ・ 地域の生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検
- ・ 福祉サービス確保の緊急性や目標量の設定

なお、数値目標については、計画の内容を分かりやすくするとともに、その進捗状況を適切に管理する上で可能な限り客観的な指標を掲げることが望ましい。定性的な目標の場合にも、目標の達成の判断を容易に行える具体的な目標とすることが望ましい。

##### 目標達成のための戦略

#### ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備

- ・ 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保

#### イ 要支援者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立

- ・ 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備

#### ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

#### エ サービス利用に結びついていない要支援者への対応

- ・ 孤立、虐待、ひきこもり、サービス利用拒否などの要支援者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者などの活動、福祉事務所の地域福祉活動等の充実・支援

## 利用者の権利擁護

地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

## 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

- ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- 福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携方策

## 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援

- ・ 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

- ・ 地域住民、サービス利用者の自立
- ・ 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催

地域福祉を推進する人材の養成

- ・ 地域福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮

## その他

その地域で地域福祉を推進する上で必要と認められる事項

- ・ 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

## (2) 計画策定の体制と過程

### 市町村行政内部の計画策定体制

地域福祉計画は、老人保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、児童育成計画、その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

そのため、行政全体での取り組みが不可欠であり、関係部局が一堂に会した地域福祉計画の検討会を開催したり、部局を横断した職員による地域福祉計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げることも有効な手法の一つと考えられる。

また、市町村が福祉事務所、保健所、市町村保健センター等を設置している場合には、地域福祉計画の策定体制にこれらの組織や職員が積極的に参加することが基本で

ある。とりわけ、社会福祉士や保健師などの地域活動の展開方法や技術に係る専門職が中核的な役割を担うことが望まれる。

なお、地域福祉の積極的な推進を担うのは住民等の自主的な努力であるが、その自主性の発揮を側面から様々に援助する役割が必要となる。このためには、例えば、市町村が住民等に一齐に広報するようなことに加えて、小地域ごとに住民等間の地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者（以下「地域福祉推進役」という。）を見出し、住民等に対してこの地域福祉活動への参加を促すことが重要である。

#### 地域福祉計画策定委員会

地域福祉計画の策定に当たっては、市町村の地域福祉担当部局に地域福祉推進役としての地域住民、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員・児童委員、市町村職員等が参加する、例えば「地域福祉計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。

地域福祉計画策定委員会は、必要に応じて適宜、委員以外のその他の関連する専門家、地域の生活課題に精通し地域福祉に関心の深い者、その他関係者等の意見を聞くことや、住民等が計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当である。

また、地域福祉計画策定委員会は原則として公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を採るなどの配慮が必要である。

なお、具体的な地域福祉計画策定は、平成15年4月の社会福祉法の地域福祉計画条項施行以降、こうした準備が整った市町村から速やかに行われるのが適当である。このため、地域福祉計画策定委員会は14年度の早期に発足することが望ましい。

#### 地域福祉計画策定方針の決定

地域福祉計画策定委員会は、平成14年度中においては、都道府県が示す地域福祉計画策定ガイドラインを勘案し都道府県と調整しつつ、住民等の主体的参加を実現するため、地域住民同士の交流会、関係団体も含めた懇談会、ヒヤリング、アンケート調査等を実施し、地域福祉計画に住民等の地域福祉の在り方に関する意見を十分に反映させる旨の策定方針を定める必要がある。

#### 地域福祉計画の目標の設定

地域福祉の推進を具体化する上での個別施策については、計画の達成状況を住民等に明確に示すためにも具体的で計画の達成度の判断が容易に行える目標を示す必要がある。

このため可能な限り数値目標を示すことが望ましいが、地域福祉を推進する施策の中には、数値目標になじまないものもあるため、定性的な目標設定がなされることがある。しかし、その場合でも計画の目標は具体的であることを旨とすべきである。



なお、計画の目標設定を支援するため、都道府県においては先行する市町村の事例を積極的に紹介するよう努めることが望まれる。

#### 地域福祉計画策定の手順

地域社会の生活課題をきめ細やかに発見することは、地域社会においてのみなし得ることであり、これを解決する方途を見い出し、実行することもまた地域社会でのみ可能である。そのためには、住民等の主体的参加が欠かせないものであることを、まず住民等に伝えることが重要である。

住民等の参加を得るためには、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要となる。例えば、地域の実情や必要に応じて外国語や点字、インターネットやケーブルテレビなどの多様な媒体による情報提供も考えられる。また、地域住民のうち、より多くの支援を必要とする人々ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした人々に対する情報伝達に気を配る必要がある。

こうした活動によって、住民等や要支援者自身が自ら生活課題を明かにするための調査（いわゆる「ニーズ調査」）に参加したり、要支援者と他の住民等との交流会に参加したりすることにより、地域社会の生活課題を自ら明らかにし、自ら解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要である。

このような住民等による問題関心の共有化への動機付けを契機に、地域は自主的に動き始めることとなる。こうして住民等が、地域社会におけるより多くの生活課題にも視野を広げ、自ら主導的に活動し続けることが地域福祉の推進につながっていく。（別紙2参照 別紙省略）

#### 市区町村社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進する様々な団体により構成された市区町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。

なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることは当然である。

#### 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は児童、障害者、高齢者まで幅広い社会福祉の専門機能を有している。今後も各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティアの受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されている。この

ため、社会福祉法人は計画策定に積極的に参加し、そのノウハウを活かすことが期待される。

#### 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員については、民生委員法により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされていることを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として地域福祉計画の策定に参加するとともに、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待される。

#### 地域福祉圏域及び福祉区の設定

地域福祉計画は、市町村を単位として構想することが基本である。ただし、他の法定計画等との整合性の確保や個々のサービスの性格等にかんがみ必要に応じて圏域を設定することが考えられる。

また、地域福祉計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合も含めて考える必要がある。

具体的には、人口、面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して地域福祉計画を策定することは差し支えないこととするべきである。この場合において、個々の市町村が従来行ってきたきめ細かなサービスが引き続き実施されるよう配慮することが望ましい。

人口規模の大きな市町村や相当の面積を有する市町村においては、地域福祉を推進するに当たり、管内を複数に分割する（例えば、政令指定都市における区単位）など、地域の実情を十分に汲み取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましい。また、人口、地理的条件、交通等を総合的に検討する必要があるが、地域住民の生活に密着し、また、一定の福祉サービスや公共施設が整備されている区域を「福祉区」として、住民参加の体制を検討していくことも考えられる。

#### 計画期間及び公表等

地域福祉計画の計画期間は、他の計画との調整が必要であることから概ね5年とし3年で見直すことが適当である。また、地域の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。

市町村は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。

また、この計画評価委員会は、地域福祉計画の策定・実施との継続性を確保するために地域福祉計画策定委員会と同一の委員とすることも考えられる。なお、計画評価委員会においては、苦情解決やオンブズパーソンなどの外部評価情報をも積極的に評価の参考とすることが望まれる。

計画は、策定後速やかにその内容を公表し、都道府県に提出することとする。都道府県は、これを情報提供の素材とする。

#### 他の計画との関係

##### 地域福祉計画と他の福祉関係計画との関係

現状では、高齢者、障害者、児童といった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらとの整合性及び連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、市町村及び都道府県のそれぞれを主体に、「地域住民主体のまちづくり」や幅広い地域住民の参加を基本とする視点を持った地域福祉計画を導入する必要がある。

さらに、障害者、児童に係る計画が未策定の場合には、地域福祉計画の策定に併せて連携を図りつつ策定されることが望まれる。

(図省略)

##### 法定計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる場合については、その既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

なお、地域福祉計画と既存計画の重複する部分については既存計画が優先されることが適当である。

##### 法定外計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画でない計画（法定外計画）の対象分野が重なる場合については、その既定の法定外計画の対象範囲が明確であり、かつ、住民参加を始めとして地域福祉計画に準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

##### 既存地域福祉計画との関係

市町村において「地域福祉計画」等の名称を付した計画が既に策定されている場合には、その計画が法定の地域福祉計画において定めるべき事項が盛り込まれており、かつ、それに準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の計画をもって社会福祉法にいう地域福祉計画とすることができるものとするのが適当である。

## その他

これまで述べてきた地域福祉推進の基本的な考え方にかんがみれば、地域福祉計画はステレオタイプで形式的なものに留まるものではなく、加えて、外部のコンサルタント会社に策定を請け負わせるようなことがあってはならないことは当然である。

地域福祉計画の策定、実行等に当たって必要となる経費については、その調達を固定的に考えるのではなく、豊富なアイデア、多様な財源や資源を前提とすべきであり、財源難を理由に地域福祉計画の推進が消極的になったり停滞することのないように配慮すべきである。

## 2 逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市福祉プラン（以下「福祉プラン」という。）の実施を推進するため、公・共・私の連携を図り、保健、福祉等の諸サービス（以下「諸サービス」という。）の総合調整を行う逗子市福祉プラン推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 諸サービスの総合調整に関すること。
- (2) 諸サービスの推進に必要な事業及びシステムの企画、開発に関すること。
- (3) 高齢者、障害児者及び在宅療養者の処遇体制に関すること。
- (4) 保健、福祉等に関する行政機関及び公共的団体の連絡、調整に関すること。
- (5) 逗子市地域福祉計画、逗子市高齢者保健福祉計画、逗子市母子保健計画、逗子市障害者福祉計画及び逗子市次世代育成支援行動計画の推進及び進行管理並びに市長から諮問を受けた当該計画の策定又は改定のための提言に関すること。
- (6) 前号に掲げる計画以外で市長から諮問を受けた保健福祉に関する計画の策定のための提言に関すること。
- (7) その他福祉プランの実施の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 公共的団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことはできない。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 推進協議会に、第2条第5号に規定する事項を処理するため、次の部会を設置する。

- (1) 地域福祉計画部会
- (2) 高齢者保健福祉計画部会
- (3) 母子保健計画部会
- (4) 障害者福祉計画部会
- (5) 次世代育成支援計画部会

2 前項に掲げる各部会は、部会員14人以内をもって組織する。

3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 公共的団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

4 部会員の任期は、現に存する推進協議会の委員の任期と同一とする。ただし、部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期も同様とする。

5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。

6 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、前2条の規定は部会の会議について準用する。

(臨時部会)

第9条 推進協議会に、第2条に規定する事項(第5号を除く。)の特定課題について調査、検討するため、必要に応じて臨時部会を設置することができる。

2 臨時部会は、部会員15人以内をもって組織する。

3 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) 公共的団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

4 臨時部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。

5 臨時部会は、第1項に規定する調査、検討を完了し、その結果を推進協議会に報告したときをもって解散する。

6 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、第6条及び第7条の規定は臨時部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第 10 条 推進協議会の委員及び部会員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 11 条 推進協議会の庶務は社会福祉課において処理するほか、第 8 条に規定する部会及び第 9 条に規定する臨時部会の庶務は、それぞれ次の各号に掲げる課かいにおいて処理する。

- (1) 地域福祉計画部会 社会福祉課
- (2) 高齢者保健福祉計画部会 介護保険課
- (3) 母子保健計画部会 市民健康課
- (4) 障害者福祉計画部会 福祉課
- (5) 次世代育成支援計画部会 福祉課
- (6) 臨時部会 その事務を所掌する課かい

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 推進協議会並びに部会及び臨時部会の最初の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に現に委嘱されている委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 15 年 4 月 30 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この要綱の施行の際に現に改正前の逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱第 8 条第 3 項又は第 9 条第 3 項の規定により委嘱又は任命した部会員は、それぞれ改正後の逗子市福祉プラン推進協議会の設置及び運営に関する要綱第 8 条第 3 項又は第 9 条第 3 項の規定により委嘱又は任命した部会員とみなす。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、平成 16 年 4 月 26 日から施行する。



### 3 逗子市福祉プラン推進本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市総合計画の基本構想を踏まえ、かつ、逗子市福祉プラン策定懇話会の提言に基づき、本市が目指す「共に生きる心豊かな福祉社会」を築くため、逗子市福祉プラン推進本部(以下「推進本部」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉プランの基本的な構想、基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (2) 福祉プランの実施計画の進行管理に関すること。
- (3) その他福祉プランの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は助役、副本部長は福祉部長をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 企画部次長、総務部次長、市民部次長、福祉部次長、環境部次長、都市整備部次長、消防次長、教育部次長及び秘書課長
- (2) その他本部長が認める者

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協力の要請)

第5条 本部長は、特に必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(部会等)

第6条 推進本部に第2条に規定する事項の個別事項について連絡調整又は協議をするため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の部会員は、市職員のうちから本部長が指名する。

3 部会にそれぞれ部会長及び副部会長を置き、部会長は福祉部次長を、副部会長は社会福祉課長をもって充てる。

4 部会は、第1項の連絡調整又は協議を完了し、その結果を推進本部に報告したときをもって解散する。

5 第4条第1項の規定は部会長について、同条第2項の規定は副部会長について準用する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は社会福祉課において処理するほか、前条に規定する部会の庶務は、それぞれの部会の事務を所掌する課かいにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 20 日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 5 月 25 日から施行する。

#### 4 逗子市福祉プラン推進協議会

##### ・委員名簿

会長 副会長

委員名	所属団体等
秋山 薊二（平成 16 年 8 月 31 日まで）	関東学院大学教授
山口 稔（平成 16 年 9 月 1 日から）	関東学院大学教授
吉瀬 雄一	関東学院大学教授
伊奈 正	社団法人逗葉医師会会長
土井 孝夫	逗葉歯科医師会副会長
甲村 仁	公募市民
寺島 潔	公募市民
長松 宏	公募市民
稲木 俊夫	社会福祉法人湘南の凧常務理事
宮武 保義（平成 16 年 12 月 27 日まで）	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会会長
富田 邦衛（平成 17 年 2 月 10 日から）	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会会長
広瀬 信子	逗子市商工会女性部副部長
窪田 五夫	逗子市身体障害者福祉協会会長
加藤 敏子	逗子市青少年指導員連絡協議会
秋山 寿子	逗子市手をつなぐ育成会役員
富田 邦衛（平成 17 年 2 月 9 日まで）	逗子市ボランティア連絡協議会会長
小暮 征三（平成 17 年 2 月 10 日から）	逗子市ボランティア連絡協議会書記
竹田 幸子（平成 16 年 11 月 30 日まで）	逗子市民生委員児童委員協議会副会長
内野友基枝（平成 16 年 12 月 1 日から）	逗子市民生委員児童委員協議会会長
水無瀬数男	逗子市老人クラブ連合会会長
早野 順子	逗子地域婦人団体連絡協議会副会長
山本三津子（平成 17 年 3 月 9 日まで）	社団法人逗子葉山青年会議所理事長
匂坂 祐二（平成 17 年 3 月 10 日から）	社団法人逗子葉山青年会議所監事
押川 泰夫	特別養護老人ホーム逗子ホームせせらぎ施設長
横地みどり	双葉保育園副園長
川口 惇夫	神奈川県横須賀児童相談所指導課長
坂野 啓三	神奈川県立総合療育相談センター障害支援部福祉課長
関根 弘子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所保健福祉部保健福祉課長補佐
一柳 康男	逗子市福祉部長

・会議開催経過

第1回会議

日 時：平成 16 年 4 月 26 日（月） 午前 10 時～正午

議 題：・要綱改正について  
・平成 16 年度福祉部予算について  
・各部会からの報告

第2回会議

日 時：平成 16 年 8 月 24 日（火） 午後 2 時～午後 4 時

議 題：・平成 15 年度の福祉部事業の概要について  
・各部会からの報告

第3回会議

日 時：平成 16 年 12 月 20 日（月） 午前 10 時～正午

議 題：・新任委員の紹介及び会長の選任について  
・各部会からの報告

第4回会議

日 時：平成 17 年 3 月 10 日（木） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

議 題：・新任委員の紹介  
・副会長の選任について  
・各部会からの報告

## 5 逗子市福祉プラン推進協議会地域福祉計画部会

・部会員名簿

部会長

副部会長

部会員名	所属団体等
吉瀬 雄一	関東学院大学教授
長松 宏	公募市民
前北 和男	逗子災害ボランティアネットワーク幹事
宮武 保義 (平成16年12月27日まで)	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会会長
富田 邦衛 (平成17年2月10日から)	社会福祉法人 逗子市社会福祉協議会会長
佐藤 伸子	逗子市商工会女性部会計
富田 邦衛 (平成17年2月9日まで)	逗子市ボランティア連絡協議会会長
小暮 征三 (平成17年2月10日から)	逗子市ボランティア連絡協議会書記
内野友基枝	逗子市民生委員児童委員協議会会長
水無瀬数男	逗子市老人クラブ連合会会長
匂坂 祐二	社団法人 逗子葉山青年会議所監事
倉地 正行	逗子市教育委員会教育部学校教育課主幹

・会議開催経過

委嘱式及び第1回会議

日 時：平成16年4月19日(月) 午前10時～正午

議 題：・部会員委嘱式

- ・部会長及び副部会長の選任
- ・地域福祉計画部会について
- ・福祉プラン改定と地域福祉計画策定について
- ・今後のスケジュールについて

第2回会議

日 時：平成16年6月7日(月) 午後3時～午後5時

議 題：・福祉プランの改定について

- ・推進本部
- ・現行福祉プランと国指針との対照
- ・アンケート補足調査
- ・地域会議

第3回会議

日 時：平成16年7月26日(月) 午後2時～午後4時

議 題：・福祉プランの改定について

- ・計画フレーム案
- ・計画周知ホームページ

第4回会議

日 時：平成16年10月18日(月) 午後2時～午後4時

議 題：・福祉プランの改定素案について

第5回会議

日 時：平成16年11月15日(月) 午後2時～午後4時

議 題：・福祉プランの改定素案について

- ・市民意見の募集について

第6回会議

日 時：平成17年2月14日(月) 午後2時～午後4時

議 題：・新任部会員の紹介

- ・副部会長の選任について
- ・福祉プランの改定案について

## 6 逗子市福祉プラン推進本部

### ・本部員名簿

本部役職名	職名
本部長	助役（欠員）
副本部長	福祉部長
本部員	企画部次長
〃	総務部次長
〃	市民部次長
〃	福祉部次長
〃	環境部次長
〃	都市整備部次長
〃	消防次長
〃	教育部次長
〃	秘書課長

### ・会議開催経過

#### 第1回会議

日時：平成16年5月12日（水） 午後3時30分～午後5時

議題：・福祉プランと各個別計画について

- ・福祉プランの改定（地域福祉計画の策定）について
- ・障害者福祉計画部会について
- ・次世代育成支援行動計画の策定について

#### 第2回会議

日時：平成16年8月18日（水） 午後4時～午後4時40分

議題：・福祉プラン推進協議会及び各部会の開催状況について

- ・福祉プランの改定（地域福祉計画の策定）について
- ・次世代育成支援行動計画の策定について

## 7 地域の活動事例 ～自治会・町内会インタビューから～

### 逗子ハイランド自治会 ～美しい街づくりを通じて広がる絆～

#### (1) 住民組織の概要

##### 沿革

鎌倉逗子ハイランドは逗子市と鎌倉市にまたがる一戸建て中心の閑静な住宅地で、昭和45年(1970年)に分譲を開始し、その約5年後に逗子ハイランド自治会が発足しました。

##### 現況

自治会への加入世帯数は約1,250で、全世帯の約9割にあたります。自治会組織(関連団体も含む)は、テーマ別に環境部、防災部、防犯部、広報部、図書部、文化部・スポーツ部、高齢者支援部があり、年齢別(高齢者会、成年会、青少年育成部、子供会、幼児会)の代表の方や各居住ブロック別の役員の方々と課題の解決や伝達方法について相談します。

また、必要に応じ、委員会を設置し、その準備に当たります。(企画運営委員会、各行事実行委員会、会則・内規改訂検討委員会など)

#### (2) 住民の参加や支えあいのようす

##### 「つかずはなれず」の関係が基本

30年前からの新しい街で、移住者同士が、それぞれの生活を尊重した「つかずはなれず」の関係を守りながら、祭などの行事、趣味のサークル、子どものスポーツクラブ、年齢別の団体活動などを通じて地域に参加してきました。その緩やかな絆をもとに、必要があればさまざまな力を出しあえる関係、仕組み作りの工夫が育まれつつあります。

##### 公園アダプト・プログラムの展開

丘の街ハイランドでは、外周部分に公園・緑地があります。自治会はここに市が提唱する「公園アダプト・プログラム」(住民が里親となり環境整備を進める美化プログラム)を導入しました。自治会声掛けの元、隣接する住民・行政が社協のつながりによる市内のボランティア団体ともども、力を出し合います。学校との連携や親子参加による世代間交流も広がり、見通しもよくなった公園で、小さな子どもたちも親子で安全に遊ぶ風景も見られるなど、美観だけではない効果もみられます。

##### 市域を越えた住民連携のエピソード ～「錯覚富士」が楽しめる景観づくり～

ハイランド鎌倉側との境界には、富士山のよく見える道があります。住宅の間に見える富士は大きく、歩み進み視界が開けるほどに富士は遠景となり小さく見えてきます。その景観を1本の電柱が阻んでいました。「錯覚富士をより美しく楽しみたい」と、ハイランド住民は市域を越えた運動を展開、電柱移設を実現しました。また各行事の実行委員会も市域を超え結成するなど、住民には「ハイランドは一つ」という郷土愛が育まれています。

##### 「日常の体制がいざという時の支えあいにもつながる」という考え方

自治会は、現在、参加・交流の拠点として新自治会館を建設しています。今後も公園アダプトのようなチーム活動、市域を越えた美観づくり、犬の散歩やウォーキング時の防犯腕章の着用や呼びかけなど、住民自身の盛り上がった意識に基づく参加により「日ごろの連携体制が、支えあいにつながる」安全で安心できる美しい街づくりを目指します。



## 桜山1丁目自治会 ～私たちの安全は私たちが守る～

### (1) 住民組織の概要

#### 沿革

桜山1丁目は、昭和初期に海軍住宅地として拓かれた、鉄道、道路、河川(田越川)に囲まれた地域で、現在はアパート、マンション、店舗が混在する街になっています。住環境の変化と高齢化が進む中、昭和55年(1980年)に自治会が発足しました。

#### 現況

自治会への加入世帯数は徐々に増え、現在は約300(アパートを除くとほぼ全世帯を網羅)となっています。自治会組織は、一般的な班・役員体制のほかに防災部があり、防災エリアごとにグループを作り、万一の災害時も自活できるように指導力のある男性グループ長を置き、防災本部を形成しています。

### (2) 住民の参加や支えあいのようす

#### 拠点づくりと地域計画づくり

桜山1丁目自治会は、周辺自治会と協力しながら地元主体のまちづくり体制の確立に着手しました。平成5年(1993年) 桜逗地区(桜山1～3丁目・6丁目、逗子2・3丁目)が市の「地域計画づくり」の対象となると、住民の主体的参加により地域課題の洗い出し(平成5年度)と地域計画の提案(平成6年度)をリードしてきました。この提案(住みやすくなるための私たちの提案)は、その後の住民自治活動にしっかり活かされ、現在に至っています。念願の集会施設(桜逗会館)もこの頃にできあがりしました。

#### 住民の安全はまちで守る ～住民の視点で実践的に、そして楽しく～

自治会は、住民の安全を守るために精力的に動き始めました。まず、役員が市の「福祉給食」の配達を担い、救護が必要な住民の状況を把握しました(平成7～8年)。河川の調査や治水対策等を行政に働きかけながら、町内では防災エリア(4グループ20班)を編成し、「防災家族名簿」(随時更新)を整備するなど自主防災体制を築いていきました。また、住民に「命のパスポート」用紙を配布し、急病時や災害時に備え、連絡先、血液型や持病、常用薬等を記入して身につけておくことをすすめています。

自治会活動は「楽しく、得るところがあるように」を心がけ、防災関連の訓練でも、役員会の中で毎回1つずつロープの結び方を訓練したり、専門知識のあるメンバーからサバイバル術を学ぶなど、実践的なプログラムを実施しています。夜間訓練も開始しました。

#### ITがつなぐ「安心」と「連携」

桜山1丁目自治会の動きと逗子小地区避難所運営会の活動を基に、逗子市は総務省の「地域安心安全情報ネットワーク構築モデル事業」のモデル地域の1つに選ばれました(平成16年)。逗子市では「地域防災情報共有システム実証実験」を実施し、逗子小学校避難所と自主防災組織、行政、逗子災害ボランティアネットワークをつなぐ情報通信網を構築していきます。地域パトロールや逗子小学校避難所からの通信訓練、地域の現場から市防災課に防災・防犯情報や避難者情報をリアルタイムで連絡する実践的な実験です。

桜山1丁目ではこれを、地域に精通している人々(女性や高齢者等)とパソコンに詳しい人々(若者や男性等)が、家庭・地域の中で力を合わせる体制づくりに生かすため、「パソコン&親子」セットでの登録を勧め、すでに数十名が登録しています。

## 山の根自治会 ～新しい里山づくりから拓く参加型コミュニティ～

### (1) 住民組織の概要

#### 沿革

山の根は、有史以前から人が住んできた古くからの地域で、この自治会発足（昭和 52 年頃）以前から神社氏子会などがありました。逗子駅を見下ろす山地にのびる二筋の谷戸を埋めるように住宅地が発達しましたが、行き止まりで、広い平地もなく、静かな佇まいが守られてきました。

#### 現況

自治会会員世帯数は、現在は約 440 余（全世帯数の約 8 割。非加入はアパート等）で、最近は転入者も多く含むようになってきています。自治会は、班 - 役員体制に加えて自主防災組織を内包するほか、子供会、老人クラブと連携しています。

### (2) 住民の参加や支えあいのようす

#### 時代に即した参加型コミュニティへ

山の根自治会は、これまで昔ながらのつながりをベースに世話役的な方が会長として運営を引受けてきましたが、サラリーマン世帯、転入者も増えた今、より開かれた運営体制を目指しはじめています。月例会を連絡型から対話型に変えたところ、課題認識の共有化と解決に向けて主体的に参加する姿勢が強まっています。会議開催時間の効率化、インターネットメールの活用等、参加の負担回避にも心がけています。合理的・民主的な自治会づくりを通じ、時代に即したコミュニティづくりを進めているともいえます。

#### 防災と緑の保全の視点で里山を見直しながら

山の根地域は、斜面地に囲まれて住宅が密集し、道路は狭隘で行き止まりであるなど、防災上大きな不安を抱えています。自治会では、防災無線の設置、山路の整備（一部）、消防団訓練の強化等を図る一方、防災の視点から地域巡視（道路や住宅地のチェック、山の避難路チェック）を実施し、行政との情報共有化も進めています。

現在、登り口を住宅等で塞がれている山も、かつては生活に密着した里山でした。自治会では、住民が日頃から緑に親しみ、健康のために山歩き等を楽しみながら、万一の災害時は駆け上って尾根伝いに避難できる公園のような山づくりを展望しはじめています。

#### 支えあいのまちを目指して

独居高齢者のケア（日常・非日常とも）も課題になってきています。自治会では、生活支援システムの必要性を認識していますが、一朝一夕にできるものではありません。自治会未加入者の勧誘、イベント等を通じた参加・交流機会の充実と人材発掘、広域組織（防災ボランティアネットワーク等）との連携による対応力の拡充等を図る中で、参加と支えあいの仕掛けづくりを進める方向にあります。

## 小坪区会 ～新旧の街を祭がつなく～

### (1) 住民組織の概要

#### 沿革

小坪は、前を海、後に山を背負う地形条件下で永くこの土地ならではの文化と伝統を育んできました。

現在の町内会は戦後（昭和 27 年）発足しました。やがて背後の山に亀ヶ岡団地が造成され（昭和 36 年）造成残土を利用して海浜埋立地に逗子マリーナができ、さらに周りの山が宅地化して転入者が急増しました。そして自治会意識の高まりと相俟って一気に会員数が増加し、現在の「小坪区会」が形成されました。この間、「漁業協同組合」、小さいながらも商店街を主とした「商栄会」、「婦人会」、地元の「消防団」及び神社の維持管理を行っている「氏子総代会」等各団体と連携して活動の幅を広げ、さらに行政、警察と地域住民とのパイプ役も担ってきました。

#### 現況

小坪区会は、発足後半世紀が経過し、加入世帯数は現在 1,200 弱で、加入者は今も微増傾向にあります。（非会員はアパート、別荘、新住民等を中心に約 500 世帯程度）組織には 5 名の役員を軸に、文化部、厚生部、防災防犯部、広報部を置き、23 の地区に分けて理事を選出し、さらに 23 地区を計 140 の「組」に細分化した組織で構成しています。また、この組織を活用した「自主防災組織」を編成し非常時に備えています。その他、「小坪子供会連合会」、「民生委員・児童委員」、「小坪交番連絡協議会」等々各種団体と連携・協力関係にあります。

### (2) 住民の参加や支えあいのようす

#### 旧町内に残る伝統の誇りと「向こう三軒両隣」の温もり

海浜部の旧町内は、かつて「小坪千軒」と言われた賑わいのある漁師・漁商町の形を残し、狭隘な町並みが密集しています。地縁的なつながりが色濃く、かつては若衆制、氏子会、青年団、女子青年団、婦人会といった団体活動が盛んでした。今も祭や行事を含め地域の伝統を守りながら、「向こう三軒両隣」が助け合う、温かくも誇り高いコミュニティが息づいています。

#### 祭がつなく新旧のコミュニティ

小坪区会は、旧町内と転入者を中心とする新しい住宅地からなり、新旧性格の異なるコミュニティは当初なかなか融合しませんでした。毎年 7 月に一週間にわたって行われる神社（須賀神社）の祭事に「氏子総代会」と区会役員および 23 地区の理事で構成する「祭礼委員会」の一員として、祭事に参加して、顔の見える関係が徐々に広がっています。祭事に使用する山車の格納庫の管理についても各町内と連携しています。その他区会が主催する、「町内一斉清掃」「夏の盆踊り大会」「敬老会」等種々のイベント開催によって、地域住民と懇親、融合を図っています。

### 伝統に学びながら新しい街へ

小坪区会は、役員と理事で構成する「理事会」を毎月開催し、地域の安全と快適な住環境の創成等、生活に関わる諸問題を討議し解決に取り組んでいます。現在、防犯、防災が課題視される中、昔の災害の経験を教訓に、緊急時に備え、町内の井戸の位置を確認したり、また地域全体に12棟の「防災倉庫」を設置し、防災用備蓄機材を点検しつつ拡充を図っています。

福祉関係では、「民生委員、児童委員」の募金活動の協力、障害者福祉施設「もやい」主催のイベントへの協力、「小坪交番連絡協議会」に協力して、一人暮らし高齢者へのパトロール等を行っています。高齢化が進むなか、今後一層支えあいの仕組みを作っていく必要性が認識されています。

小坪は、伝統的なコミュニティの力に学び、祭など住民共通の文化と伝統を誇りとしながら、無理なく参加できる新しい体制にしていく転機を迎えているといえます。

## 逗子市新宿町内会 ～個人の主体性を基本に快適を守りあうコミュニティ～

### (1) 住民組織の概要

#### 沿革

新宿は、旧なぎさホテルや別荘地に代表されるように海辺の奥座敷として落ち着きのある町屋文化を育んできました。戦後、別荘は企業等の保養所になり、最近是一般住宅やマンションへの移行も進んで新しい住宅地としての顔も持つようになりました。町内会組織は、地域にある新旧の地縁団体・各種団体と協議・連携しながら、個々の快適な生活を守る自治組織として、昭和58年(1983年)に発足しました。

#### 現状

町内会は、役員体制を女性部が下支えするほか、氏子会、老人会、子供会、民生委員、青少年育成推進の会、住環境を守る会、国際ソロプチミスト連盟、逗子マリン連盟等の各種団体と連携し、さまざまな課題に対応してきました。マンション開発等による世帯数の増加、会館設置による加入率上昇効果により、現在約800世帯が町内会に加入し、近いうちには3つのマンションの加入も予定されています。(全世帯数の約7割)

### (2) 住民の参加や支えあいのおようす

#### 「個人を大切に、事が起きた時は皆で協力」をモットーに

避暑地として来訪者を迎えてきた町屋住民は、かつて、街や海岸の美化に自主的に取り組み、規則や貼り紙が全くなくても当たり前のように犬の糞尿のしつけなどのモラルを保っていました。町内会もその気風に則ってつくられました。例えば、町内運動会には参加が少なくても、「これは必要」ということには潔く力を結集するのが新宿住民です。飲食店の終夜営業の阻止、マンション開発事業者との調整、マリン連盟と連携したプレジャーボートの係留対策や海岸浄化にはじまり、ゴミ出しの秩序まで、関係者の主体性を尊重しながら適切なシステムづくりを進めてきました。

#### 新宿会館を拠点に

老朽化した町内会館の建替えは、新宿住民の悲願でした。長年の検討・交渉を経て、町内会は、地域活動センター新宿会館(消防分団併設)の建設を実現しました(平成16年)。この施設は、日頃の様々な活動に場所を提供するだけでなく、災害時の避難拠点、地域情報の港(町の事務局)、住民同士の交流や力の結集拠点として多面的な意義を発揮しています。施設の管理は、住民(各団体)がボランティアで行っています。「自分たちのまちを自分たちで担うのは当然」という姿勢で、若い新住民の中に伝統ある新宿の気風を育てよう努力しています。

#### 新たな地域課題に対応して

災害への危機感が高まる中、現在、新宿町内会では、行政に対して津波訓練の再開を呼びかけています。防災や地域環境の保全是町として取り組むべき大きな課題です。

地域では、防犯や高齢者支援、子育て支援なども課題視されています。町内会は、住民一人ひとりの主体的な取り組みを原点に、新宿会館の活用などを通じ、社会的な運動や活動が住民の側から興ってくる街を展望しています。

# 逗子市福祉プラン

(逗子市地域福祉計画)

---

平成 17 年 3 月

発 行 逗子市

〒249 - 8686

神奈川県逗子市逗子 5 - 2 - 16

TEL 046-873-1111

編 集 逗子市 福祉部社会福祉課